

平成30年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成30年6月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成30年6月11日 午前9時 平成30年6月11日 午後4時38分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	瀧 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	山 下 栄 子	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	三 溝 秀 行	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議事日程表

▽平成30年6月11日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 (平成30年6月定例議会)

氏 名	件 名 (要 旨)
三 苦 紀美子	1. 公園遊具について再度問う 2. 子育て支援の更なる充実を 3. 公共施設の使用料について再考は 4. 小道から町道へ出る危険ヶ所の対策について
土 淵 茂 勝	1. 江北町立保育園の存続を求める
池 田 和 幸	安全で安心なまちづくり 1. 子供の安全対策 2. 防犯活動の推進 3. 犯罪防止に配慮した整備
金 丸 祐 樹	1. 住環境の改善について
淵 上 正 昭	1. 中学校の道徳教科化への対応 2. 再度問う、JR長崎本線橋梁付近の堤防高不足等に対する防災対策
井 上 敏 文	1. 老朽化が進む公共施設、改修整備の優先順位は 2. 「みんなの公園」について

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第4回江北町議会定例会会期4日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。久しぶりの1番ということで緊張しております。

質問に入ります前に、まず一言、お礼申し上げたいと思います。江口・正徳区の降雨排水問題について、5月25日、具体的な回答がなされたようで、一定の取り扱い方法が示されたことに対し、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

第1問目、公園遊具について再度問うという問題ですが、我が町だけではなく全国で遊具20年以上が4割と国土交通省の老朽化実態調査の新聞発表は、皆さんもう御存じのことと思います。

昨年12月議会で公園の点検についてお願いしておりましたが、その後、行政としてどのような対応がとられたかをお伺いしたいと思います。お答えをお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

おはようございます。三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

12月以降の対応ということでございます。平成30年度の当初予算に農村公園遊具劣化診断の委託料を計上いたしております。現在、遊具施設診断の委託の手続を今、建設課のほうで進めております。触診や打診、目視によって診断を行ってもらう予定であります。

この診断の結果を受けまして、各区と話し合いを行い、その中で撤去が必要と判断されたものについては、9月補正で撤去費を計上したいというふうに考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ただいまの答弁では、課長、前進したと受けとめてよろしいのでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

これは再質問というのはやりたくない質問でございまして、なかなか行政とどういう絡みが出てくるのかが大変不安なところでございますが、あえて申します。今回は、ほとんどが再質問となっておりますが、この再質問をする理由ということでございまして、私が当時、最初、議員としてこちらにお世話になった折に、吉岡林三郎議長がいらっしやいまして、議員たる者は自分が言いつ放しで終わるんじゃない、半年ごとのチェックをしながら、そして行政がどのように対応をしているのかを見るのがおまえたちの仕事だと強く教訓をいただきました。

そのとおりになっているかどうかわかりませんが、久々の再質問に入りまして緊張がとれないところでございますが、その話し合いがなかなか町民には見えないんですね。それで、議員も言っているのに、自分たちも言っているのに、これは常任委員会の中でも出てきた問題ですが、何ではかどらないと。結局、町民は無視したような感じにとっているわけですね。だから、話し合っているところが見えるような、どこかしら少し見える化ができればいいなというふうに思っております。

全国の中で、老朽化による骨折事故等が多発しておりますが、我が町でまだそういう案件がないことは幸いには思いますが、いつ起こるかかわからない、そういう子供たちの事故の安全のために、もっともっと早急な手当が必要ではないかと思っておりますが、前回の質問の折にも、区の委託を考えているという答弁だったと思いますが、その方向性について区の区長さんを初め、皆さんたちはどのような協力体制がえられるのか、そのパーセント提示でもよろしいですので、お答え願えればと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

三苦議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今回の遊具の診断につきましては、この後、結果をもとに各区の区長さん方と話し合いを行いたいというふうに先ほどもお話をしましたけれども、そういうことで、まずこちらのほうで施設がどうなっているかということ客観的に診断をして、そしてそれを区長さんにお

つなぎをして、撤去が必要であれば撤去をしていただくと。それについては予算も伴いますので、9月補正で計上をしていくというふうなことで考えておきまして、ちょっとそのパーセンテージというのは今のところ出せませんけれども、遊具をこのまま継続してその区に必要だというふうなことでお話があれば、公民館施設と同様、指定管理という形で管理をお願いができればなということで話し合いを持っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

この再質問を出す折に、かなりの前進した回答が得られるのではないかと期待感でやったんですが、吉岡元議長が申しますように、議員が提案し、そしてまた町民税からの声が届いて、その半年間の猶予というものの中に、これからするんじゃなくて、今までにそういうきちっとした話し合いがなぜなされなかったのか。区長会は毎月やっておりますが、その区長会の折にどれぐらいの回数で行政としてこのことについて御相談をなされたのか。区長会の議題としてこれは上がりましてでしょうか、お答え願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私が覚えている限りでは、区長会のほうではお話はあっておりません。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そうですね、担当課がかわられているので、急なことだとは思いますが、かわられたときでも引き継ぎというのを必ず行政ではあっているはずなんですね。それがなぜ、答弁がこの委託を考えていますということであれば、まず第一に区長さんのお考えを問うべきじゃないんでしょうか。今までに話し合いがなされていないということであれば、やはり町民にとってはやる気がないとしかとれないと思います。町長、その点、どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

やる気がないと評価されるのは大変残念でありますけれども、少し経過を整理させていただきたいというふうに思います。

平成29年12月議会において三苦議員から町内の公園の管理のあり方について御質問をいただくということでありましたものですから、答弁に当たって前政策課長が町内の公園、全箇所について現地の確認をいたしたところであります。その結果、遊具については老朽化が激しかったり、損傷が激しかったりしたものが大変多かったものですから、それも含めて答弁の中でお答えさせていただいた次第であります。

ちなみに、町内では26カ所、公園というものがあまして、このうち遊具が設置をしてある公園が18カ所あります。このほとんどが、いわゆる農村公園ということでありまして、その中で12月議会の答弁では、本来、農村公園というものは条例も制定をしておるものですから、その管理については指定管理等を行ってきちんと区で管理をしていただくような手続をとる必要があったと。実態的には、各区において日常的な管理はしていただいておりますけれども、それに必要な根拠であるとか、手続というのがこれまでなされていなかったということがありますので、現状をきちんと補完するという意味で、最終的には指定管理で従来どおり、区のほうで管理をお願いしたいというふうに思っておるとお答えをしたと思います。

ただ、今の状況のまま、公園を区に管理をお願いするというのは、やはり我々設置者として、言ってみれば余りに失礼なのではないかということなんです。というのが、既に遊具が壊れておったり危なかったりしているのを、そのまま手続だけして指定管理をしてくださいというのはおかしいだろうということなので、12月議会の中で申し上げたのは、最終的にはそういう指定管理という手続をきちんととって管理をお願いしたいというふうに思っているけれども、お願いするに当たっては現状をきちんと把握して、そして安全対策をとった上でお願いをしたいということをお願いしたというふうに思います。

もちろん、緊急的に12月議会の質問をいただきました際にも、危ないものについては緊急避難的に現場の対応はいたしておりましたが、きちんと点検をすべしということであ

りましたものですから、平成30年度の当初予算で遊具の点検委託料も計上をさせていただいて、もちろん予算案として議員の皆様方にも御審議をいただいて、そして御承認をいただいて本年度事業として事業をさせていただくということになっておるところでございます。

その事業については、先ほど政策課長が申し上げましたとおり、6月に実施をいたす予定にしておりますものですから、その結果が出て、そして対応がきちんとできた上で各区については手続をお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

ですので、今の時点で各区に特にお話をしていないのは、従来、各区で現実的には管理をいただいているので、特にそこに今、変更はありませんので、私どもでまずなすべきことをなした上で、きちんと手続のお願いをしたいということは12月議会で申し上げたとおりでありますし、それに基づいて予算も計上をさせていただいておりますし、今年度の事業として実施予定であるということは、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

今の簡潔な町長の答弁で大体把握できましたが、そうですね、中身、我々といったら、両輪のごとく言いながらもなかなかその間に線が入っているような状態がありまして、町長がおっしゃいましたように、今のままの状態では委託管理は無理なのではと感じられたように、まさにそのとおりなんです。

だから、そのことを早く町民の方に安心をしていただくように、そしてまた子供たちが安心して遊べる居場所づくり、その環境づくりのためには、このたび予算書も少し見てまいりましたが、それが詳しく私たち議員としてもどこをどうするかというところまでは詰めておりませんで、少し甘かったのかなと思っておりますが、早急な対応としてはとにかく、いつも思っています、町長の公約でございますが、子育て、それから教育ダントツ宣言ということ、私もしっかりとその意思を皆さんに伝えてまいりましたし、町民の期待も相当なものであると思っておりますので、町長を先頭に課長の皆さん、そして職員の皆さんともに、議員、そして町民からの声は本当に真摯に受けとめて早急な対応を強くお願いしたいと思えますが、その点に対して町長、しっかりと率いていただきたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

確かに、私どもとしてはきちんと受けとめて対応も検討をし、また予算の準備もし、事業を実施する予定にいたしております。ただ、さりとて反省すべき点がないわけではないというふうに思っております。

というのが、先ほど平成30年度の当初予算で計上させていただいて承認をいただいたわけですから、4月以降は、言ってみればいつでも事業は着手できていたんだろというふうに思います。大変申しわけないんですが、今の時点でまだ遊具の点検の発注ができておりません。このことについては今、三苦議員が御指摘いただいたように、せっかく承認いただいた予算であるわけですから、早期の効果発現ということからも、やはり早期の着手をすべきであったというふうに思っておりますし、今回の御質問を契機に早急に発注をし、事業の着手をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

町長の答弁、大変、町民としてありがたく思っております。

そのことを早く言っていただく、4月だからまだ2カ月しかたっていないんじゃないかというような感じなんです、期待するほうは一日千秋の思いで待っているわけですね。だから、そういう意味を込めて、決して皆さんたちが働いていないという、そういう言い方じゃないんですよね。いち早く着手をしていただきたいというお願いでございますので、今、町長の答弁で町民の皆さんもしっかり安心なされたと思いますので、議長、次の質問に移らせてください。

○西原好文議長

次に行ってください。三苦議員。

○三苦紀美子議員

それでは2問目、子育て支援のさらなる充実について御質問させていただきます。

子供の医療費助成について我が町も小・中学生への助成はさせていただいておりますが、今

回、さらなる充実をとということで対象年齢を高校3年生まで拡大していただきたいというお願いの質問でございます。

太良町、大町町では既に高校生までの医療費助成がなされています。町長も江北町の新時代を開く未来政策として、先ほど申しましたように「子育て・教育ダントツ宣言」に皆さんは大いなる期待をかけているところでございます。既に、いち早く給食費完全無料化ということで保護者の皆様方から感謝の声があちこちから届いております。私としても大変うれしく思っておるところでございます。

今回の質問は、保護者の皆さんの声からではありません。私としても町長の宣言にありましたように、子育て日本一、そんな町長の思いについていきたくて私の質問としているところでございますので、これは福祉課長ではなく町長の答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

私が答弁しようと思っておりました。といいますのが、御指摘のとおり、私、公約に掲げておった項目の一つであります。

任期3年目を迎えました。もちろん町長選挙に出馬に当たっては、当然、私なりに公約を掲げて当選させていただいたわけでありまして、就任直後の議会においても坂井議員から御質問があったかと思えます。マニフェストの項目の優先順位はというような御質問をいただいたと思えますけれども、いずれの項目についても優先順位はつけずに全て実現するつもりで取り組みをしていきたいというふうに申し上げたところであります。

ふるさと納税であるとか、給食費の完全無料化であるとか、また健康ポイント制度であるとか、これまで公約に掲げさせていただいた項目については、一定、実現をさせていただいているところでございます。

御指摘のとおり、高校生の医療費助成制度についても公約には掲げておりましたので、やはりいつの時期にかはというふうに思いはありますけれども、一つにはやはり財源をきちんと確保していく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、先ほど三苦議員からも他市町の実施の状況についても御紹介いただきました。

子供の給食費無料化という意味でいきますと、昨年度から小・中学生についてこれまでの償還払いを利用者の方の便宜を図るという観点からも現物給付化ということで昨年4月から実施をさせていただいているところであります。

ですから、今回、高校生の医療費助成ということになると、さらに一步進むということになりますが、先ほど申し上げましたように、一つには財源をきちんと確保する必要があるということと、そのためには実際、所要額がどのくらいになるのかというのもきちんと把握をする必要があるのではないかなというふうに思っております。

もちろん、未就学児や小学生、中学生に比べれば、高校生になれば大分成長も進んでいきますから、小さかったころほどの医療費はかからないんじゃないだろうかということは感覚的にはわかりつつも、償還払いから現物給付化にすると2割程度助成額がふえるというふうな事例もあるものですから、我が町としてどのくらいの所要額になるのかということもあわせて、財源と一緒にきちんと議論をした上でしかるべき時期には実施ができるように研究をしていきたいというふうに思っております。ですので、いましばらくお待ちください。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

大変ありがたい答弁でございました。

財源確保ということ、なるほどでございます。まず、他町からふるさと納税でこれだけのものがというような状態で、脅威といいますか、感嘆の声をいただいておりますように、この給食費無料ということで、かなり保護者の皆さんも助かっていらっしゃると思いますので、あえて強くは言いたくはございませんが、せつかく子育て支援の一環として中学生までを現物給付していただいているんですが、あと一步のところだと思います。

よその町の現物給付受給人数をちょっとおかりしてみました。未就学、小学校、中学校に比べて高校生15歳から17歳児になると、かなり減ってまいります。先ほど町長の御想像どおりだと思いますので、よければ子供たち皆平等である、そういう思いで頑張っていただければと思います。

皆さんにとって、何であの女性議員は小さかことばっかし言うやろうかというお声も聞きます。でも、小さいところに目がいって初めて我が町はよくなるわけですので、そういう

風評に負けずに頑張って小さいことを言い続けてまいる覚悟でございますが、現物給付でそんなに助かるのかなというのは余裕のある方であって、本当に今、就職難だったり、それとかいろいろ会社等でも問題が起きていて、今、仕事がなかったり、でも子供たちを学校に行かせないというわけにまいりません。親の責務としてしっかりと子供たちを学業には出させないといけないと思いますので、そういうことでも今、山田町長だからこそできる政策だと思います。本当に変わりました。じゃんじゃんよそで勉強してきてくださったいいところを、しっかりこの江北町に根づかせていただいていることには心より感謝申し上げます。できるだけ早く取り組んでいただくことを期待してよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議長、3問目に移らせもらっていいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

3問目、公共施設の使用料について再考はについてという問題でお尋ねいたします。

私も、婦人会に籍を置いている一人として自分のことを言うようで少しためらいがありましたが、前回も申しましたように、調べたところによると、県内で我が町だけが使用料を払って会議をしていることに、なぜと問われ、私も答えることができませんでした。

そのときに行政としても他町を調べてからとの答弁をいただきましたが、調べていただいた結果はどうだったでしょうか、お尋ねいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

三苦議員の御質問にお答えします。

県内全市町に社会教育団体等の種類、それから使用料の減免の措置についてアンケート等の調査を行いました。

減免をしている自治体が多数でありました。その減免の仕方とかもいろいろで減免の割合であるとかもいろいろでございました。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、他町を調べてみるという前課長の答弁でございましたので、確かに調べてもらっていることと思いますが、その後そのことについての対応は、済みません、こども教育課のほうではどのような話し合いが進んでいるかを、少しお話を聞かせてもらっていいですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

三苦議員の再質問にお答えします。

平成28年6月議会に初めに三苦議員のほうから今回の御質問がされております。そのときには平成16年度に行政改革等の受益者負担金の考えで施設を使用される方については応分の負担をしていただくというような回答をしております。

今後、そのとき平成16年度は確かに行政改革のもと、受益者負担の考えによって施設の維持管理にかかる費用の分を利用者の受益者負担ということでお願いをしておりましたけれども、行政改革から15年が経過する中で、財政事情についても、皆さんの御理解、御協力の結果、起債償還のピークも過ぎて以前よりも少し落ちついているような状況にあったと思います。

そういうことから、今、施設の使用料についても見直す時期ということで、他市町の状況、それから本町の状況を考慮しながら行っているところでございます。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私から御答弁を申し上げたいというふうに思います。

6月の何日だったですかね、ちょうど江北中学校の運動会の日、実は佐賀県の身体障害者連盟のゲートボール大会を江北町の全天候型運動広場で行っていただきました。ですので、開催地ということで御挨拶にも伺ったんですけれども、その際に身体障害者連盟の関係者の方から全天候を借りるのに使用料を払わんばいかんやったというようなこととお話をいただいて、あちこちでいろんな大会をさせてもらっているけれども、減免はできないんですかねというふうなことを言われたんですよ。

私も、そのときつい即答をして、感覚的に確かにこういう公的な団体であるし、県の大会であるから減免ができるんじゃないかなと思ったものですから、減免できるんじゃないかなかったですかねとお答えをしていたんです。そうすると、二、三日してから関係者の方から、今はみもぎに指定管理を一緒をお願いをしているものですから、御連絡があって、こうやって減免をしてもらいたいということで話があったということで連絡が来ました。

再度、私も改めて確認をしたんですけれども、減免やっていないんですよ、我が町が。規定はなくはないんですけれども、実態的に減免の規定は使っていなかったということで、これまで御指摘をいただいております社会教育団体の使用料についても、そういう意味では、これまでは減免をさせていただいてはなかったということなんだということであります。

それで、今回の3月議会の予算特別委員会の中でも三苦議員からだったと思いますが、使用料のあり方についてということで御質問をいただきました。その際に答弁を申し上げたことを参考に先ほどこども教育課長が申し上げたんですけれども、少し私なりの認識を申し上げますと、平成18年を前後に平成の大合併ということで全国的に大合併のブームがありました。御存じのとおり、県内の市町村も49市町村が20市町に減りました。私が見るところ、これは言ってみれば業界再編ということなんじゃないかなというふうに思います。今まで3,400あった市町村の相手を経済的にも国ができなくなったものですから、業界を再編して数を少なくして、そして効率化も図るとというのが平成の大合併だったんじゃないかというふうに思います、今、1,700になりましたけれども。

何でこれだけやっぱり合併が進んだかというのと、やっぱり合併に対する支援策というのがあって、合併に伴って必要な行政需要については起債ができるということでもあります、合併特例債といいますけれども。ですので、今回、合併をされた市町におかれては、この合併特例債という財源を活用されているいろんな事業をされているんだということだと思います。

そうした中で、我が町は合併をしない道を選びましたものですから、当然、そうした合併支援策ということは得られないという危機感が、多分、当時は物すごく、やはり執行部だけではなくて議会も含めてあったであろうというふうに思います。やはりこの合併の荒波をどうやって乗り越えるのかというのが我が町の大きな課題であったというふうに思いますし、そうした観点から行財源改革が行われてきて、3月の議会でも申し上げましたとおり、町民の方も含めて、いろんな団体も含めて、皆さんで少しずつ負担をしていただく体制をつくっ

たというのが今の江北町の現状であるんでなかろうかというふうに思います。

ですので、ほかの市町では減免をされているかもしれませんが、我が町は合併を選ばなかった、そうした中での危機感、その中でやはり財政破綻をさせてはいけないという、これはもちろん個々には議会にも承認をいただいて進めてきたことだというふうには思いますけれども、それが今の江北町の基盤になっているというふうに思います。ですから、今だけとらまえて減免になっていないのが江北町だということで、即、呼応するということがかというふうに思います。というのが、やはり我々の先輩方がそうしたきちんとした財政運営をしてくれたからこそ、今の江北町があるわけでありますから、そこはこれまでの経過ということは、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で申し上げますけれども、合併ブームから10年が過ぎました。合併をした市町も一定落ちついてこられたというふうに思いますし、我が町もこの荒波、嵐をひとまずはくぐり抜けたというのが今の状況なのではないかなというふうに思います。

私も町の経営者としてこれからについてもいろいろ展望をするわけでありますけれども、そういう意味でいけば、一つの台風といいましょうか、嵐といいましょうか、この平成の大合併という台風は、江北町は先輩たちのおかげで切り抜けることができたのではないかなというふうに思います。今のところ、嵐は来ておらず、言ってみれば平時の状況に近いのではないかなというふうに思っております。

ただ、やはりこれから少し先を見れば、ずっと嵐は来ないかという、当面、我々が備えるべき、言ってみれば嵐というのが2つぐらいあるのではないかなというふうに思っております。もちろん、少子化、長寿化というのは、これは長期的に対応すべきことでありますから言うまでもありませんけれども、1つは平成32年度に満了する過疎措置法の期限延長の問題であります。私はこの合併の荒波を越えられた一つの理由は、過疎のいろんな支援措置があったから、実は抜けることができたのではないかというふうに思っております。ですから、この過疎の支援策が今後どうなるかということは、一つ、見きわめる必要があるのではないかというふうに思っております。

それと、それに比べればそれほど大きな額ではありませんけれども、先ほども御紹介をいただいたふるさと納税ですよね。ふるさと納税も昨年は7億7,000万円ほどの寄附をいただいて、実質的な町の収入も2億円近くにはなりました。非常にこれも、やはり今となっては過疎とあわせて我々にとっては非常に貴重な虎の子というべき財源であります。やはりこの

2つの不確定要素の今後の展望をきちんと確認した上で、そこまで確認をすれば、ある程度先までの見通しが立つのではないかなというふうに思います。そうしなければ、嵐が過ぎ去ったからといって、つい気を緩めて昼寝をしたり、それこそぜいたくをしていると、またすぐに嵐はやってくるということになるのではないかということをお私なりにには問題意識を持っておるところであります。

ですから、先ほど御紹介いたしましたように、ほかの市町で減免をされているようなところもあるということも存じ上げております。三苦議員の御指摘によれば、婦人会の減免をしていないのは江北町だけだという御指摘でありましたので、恐らくそのとおりであるんだろうというふうに思いますけれども、私としましては、先ほどの高校生の医療費助成も同じことだというふうに思っているんですけれども、やはりそういう先の展望もきちんと持った上で踏み出さないといけないということを思っております。

冒頭に先般の身体障害者連盟のゲートボール大会での出来事のお話を申し上げたのは、問題意識としては、やはりそういう問題意識は持っている。というのは、本当に負担をしていただくべき団体であるのか、負担をしていただくべき事業であるのかということについては、当然、問題意識は持っておりますが、一にも二にもそうした財源であるとか将来的な展望を踏まえた上でそこは研究をさせていただきたいというふうに思います。

ですが、さりとて、ただ時間だけ延ばしてはいけないというふうに思いますので、今年度いっぱいお時間をいただけないかというふうに思います。必要があれば、使用料の見直し、または減免規定の見直しについては、来年度の当初、ですから3月議会で必要があれば議案なり予算案なりとして提案をさせていただきたいというふうに思いますので、それまではお時間をちょうだいいたしたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございました。

ことしいっぱいということですので、深くは追及いたしません、ちなみに婦人会だけを無料にしないと言っていないんですね。社会教育団体として婦人会は、特に婦人会、健康を守る婦人の会、日赤奉仕団、厚生保護女性連盟、交通安全母の会という五役を受け持ち

ながら地域に貢献をしているわけでございます。その横のつながり、そしてこの町をどう守っていくかということで、県からのおくだりと一緒にこの町で取り組むべきことをする会議等でも、副会長が何でこれは地域のためにやっている会議に使用料を払わないといけないんですかと言われて、私もそう思っているけど、先ほど町長がおっしゃいましたように、行政改革、そして大合併の荒波とは受け取りたくないんですが、これは町民、例えば社会教育団体として青年団、それから老人クラブ、PTA等、白石町では10分の10、使用料減免、そして冷暖房費も徴収10分の10減免というような、それこそ固まりを持ってアクションを起こしている団体は地域にとってかけがえのない存在であると思っておりますので、この1年、来年3月を楽しみに待ちたいと思います。

課長たちも町長と同じ思いになっていただきたいのは、ボランティアは物好きではやっていないんです。必要だからこそ、老人クラブも、PTAも、婦人会も、それから食改も、地域に根ざした活動をしているのは地域住民のためなんです。それと同じ思いで課長たちもともに歩いていただければと思いますので、来年3月を期待してこの質問を終わらせていただき、議長、次に行っていいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

最後の問題になります。

本当に今回は先ほど申しましたように、再質問、再質問ということで、これでもかこれでもかというような言い方で大変不愉快な思いをなさっている方もいらっしゃると思いますが、これも町民のためと思って諦めていただければと思っております。

小道から町道へ出る危険箇所の対策、これも前に総務委員会でも出ているところでございますが、要望対応としてこれは質問しており、その後どのような、いろんなところで出てきていると思います。そして、前回の質問の折に新年度に10カ所程度、予算計上を考えていると回答をされておりますが、その10カ所は確かなものなのか、それとももっとほかにやれる余裕があるのかどうか。危険箇所は山ほどです。答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

御質問の10カ所程度というのは、昨年度の通学路合同点検で対策が必要とされた箇所のうち建設課で対応をすることとなっている箇所についてと思います。

これにつきましては、建設課で対応する箇所は14カ所でございます。昨年12月時点では新年度で対応すると申し上げておりましたけれども、6カ所は昨年度に対応が済んでおります。今年度につきましては、5カ所、対応予定でございます。残りの3カ所につきましては、31年度以降になる予定でございます。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、今、課がかわったばかりで大変だと思いますが、どのような方法をとられていますか。例えば、危険箇所の点検ということで危険箇所を解消しましたよというのは、どういう方法で解消されたんでしょうか、例えば町道に横断歩道をつけるとか。私は小道から、子供たちが来ていて、そして、そこで子供たちは必ずとまってはみます。でも、そこには何のともれもないし、ラインもないわけですね。だから、少し気が楽になって町道の車がくるときには事故を起こしかねないというのは、毎朝、済みません、物好きなものですから子供たちの声かけ運動と交通安全のために立哨をしております。そのため、自分が学童になったつもりでそこらあたりを歩いたり、それから車をゆっくり走らせたりして、興味がある人間であると、まだまだ解消されておられません。今、何カ所か、昨年五、六カ所あたりなされたところは、どういう工法をなさっているのか。こういうことで危険度を解消しましたということをお答えいただけますか。前の課長じゃないとだめかな、わかる範囲でお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

三苦議員の再質問にお答えいたします。

どのような形で対応をしたかということでございます。

箇所の説明は難しいので、どういう対応をしたかということだけでちょっとさせていただきます。一つは、歩道側に車が勢いよく進入してくるということございましたので、外側

線に道路びょうを設置しております。ほかのところにつきましては、車がスピードを出しており、横断歩道とか危ないというのがございまして、そちらにつきましては路面標示とか、ポールを設置しております。それと、交差点のところで横断歩道が見にくいと、わかりづらいうことで横断歩道の部分にペイントといいますかね、カラー舗装をしておったり、中学校の向こうの交差点のところにはガードパイプを設置したりとか、そのようなことでこの危険度の軽減というのを図っております。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

今回、三苦議員から御質問をいただいたのは、新年度で10カ所程度、対策をとるようにしておるということについて、その10カ所程度についてはどうなったのかという御質問をいただいたということであろうかと思えます。

ですので、この10カ所程度というものは何かというと、具体的にいけば14カ所だということであります。その14カ所は何の14カ所かといいますと、例年、関係機関と一緒にっております通学路合同点検の中で対策が必要であるということになった25カ所のうち、建設課で対応をさせていただきますということで申し上げたのが14カ所だということであります。そして、この14カ所については10カ所程度を新年度で対応させていただくということで答弁をさせていただいていたのではなかったかなというふうに思います。

ですので、その14カ所のうちの10カ所程度ということで申し上げますと、予算的な余裕ができたものですから、平成29年度のうちに6カ所はもう既に対策を済ませさせていただきました。そして、平成30年度は5カ所、対策をとる予定にしておって、当然少し時間がかかるものもあるものですから、残りの3カ所が31年度以降に実施をするということで整理をさせていただいているということでございます。

ですので、また個別のその箇所であるとか、対策の内容であるとか、実施の時期についてはまた整理をさせていただいておりますので、また別途、そこは御報告をさせていただければというふうに思います。

あの10カ所どうなったという御質問等にお答えしているものですが、どの10カ所かというののはっきりしないまま進んでいくのもいかがかというふうに思いましたので、私のほう

から少し整理をさせてお答えさせていただきました。

その上で申し上げますけれども、必ずしも通学路合同点検で全ての危険箇所が明らかになるわけではないというふうに思っておりますし、例えば、区長会であるとか、もしくは個別にでも危ない場所というところについては、建設課であるとか、総務課であるとか、時としては私に直接御指摘をいただく場所があります。こうしたものもきちんとあわせて管理をして対策をとっていく必要があるというふうに思っておりますが、ここが今のところ、少しうやむやになっているところがあつてですね。よくあるのが、町長さんて、建設課にこの間、言うよつたばつてんが、まだできとらんばつてん、どがんなつとろうかと言われて初めて、ありゃ、そがんとあつたですかていうて、建設課に聞いてみますと、実は言われていたというふうなことがあつたりするんです。そこも、それで何もしてないならあれですけども、実はそういう御指摘を受けて現場は見ているんですね。そして、こういう対策をとらんばいかんなどということは、実は準備をしたりしているんですよ。ところが、それをきちんとお返しをしていないものですから、ですから、その方にとってみれば何もやっていないというふうに見えるということなんです。

ですから、全ての対策がすぐできるわけではありませんが、すぐできるわけではありませんということ、すぐお答えができるわけですから、そのクイックレスポンスはきちんとやっぱりやらないと、せつかくやっていることも御理解をいただけないということがあるものですから、そこは少し我々もそうした対応の仕方というのは考えていかんばいかんなどというふうに思いますし、きちんと進行管理をしていかんといかんというふうに思っております、そこは徹底をさせているところであります。

それともう一点、これは昨年度のことでしたけれども、大変ありがたかつたなというふうに思うのは、建設課の職員が町内にあります2社のタクシー会社のほうに実は出向きまして、タクシーのドライバーの方に、直接、町内の危険箇所について聞き取り調査をさせていただきました。

というのが、やはり町内、あちこち、ドライバーの方は走っておられるものですから、あそこが危なかもんの、ここが危なかもんのことを日々お感じだというふうに思ったものから、ここを直接聞かせていただきたいということで、私どもの職員がタクシー会社に出向きましてドライバーの方に直接御指摘をいただいた危険箇所というのも我々としては管理しております。

この場所が10カ所ございまして、先ほどの通学路合同点検で指摘をされた25カ所とはまた別の箇所でありますので、こうしたことも含めて危険箇所についてはきちんと情報をつかみ、そしてそれについてもきちんと反応をし、そしてきちんと対策をとるという体制をとっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当によくわかる説明をありがとうございました。

合同点検で25カ所があったというところですが、やはり先ほど町長がおっしゃいますように、見る目が違うところは危なくないよという人と、いや、ここは絶対、子供にとっては危なくないよという箇所があると思いますので、職員が危険箇所を御指導いただくためにタクシー会社を訪問されたということについては、大変、もう本当に、町長の指示かもしれませんが、すばらしい子供たちを守る方法だと、今、感激しているところでございます。

一番よくわかるのは区長さんなんですね。自分の区は必ず、区長さんである限り、どこが危険か、そしてここで不備だと、ここは行政に頼まないといけないということは、やっぱり区の代表でいらっしゃる区長さんが一番だと思いますので、ぜひ、こういうことでお尋ねになるときは、総務課長、区長会の議題として、例えば再度こういうことで問題があったときとか、町長にお話があったときとかのことは、こういうことが耳に入っていますが、区長さんたちどうでしょうかという投げかける方法も、いち早く危険度を解除する方法じゃないかと思います。ぜひこんなことまでと言わないで、区長さんはどんな仕事でも区民ためには頑張ってくださいと思いますので、私たちもそれに区長さんが言われることに対しては頑張ってくださいと思いますので、ぜひ区長会の議題としてこういうことも取り上げていただければ、もっともっと子供たちが安心して安全な通学ができるのではないかと思います。

先ほどカラー塗装というのが課長のほうから少し出てまいりましたので、確かに白線よりカラーになっていると、効果はもうかなり違ってくると思います。ずっと前にもお礼申し上げましたが、新宿でも何年も何年もかかってできなかったのが、カラー塗装をしてもらったばかりに、多久からそこを通る人が絶対あそこは気をつけないと思うようになったとおっしゃるんですよ。そんなものなんですね。ぼうっと運転していてもカラー塗装がバンと

出てくると、あつという危険度を感じる、その効果は抜群だと思いますので、建設課長として、できれば工法としては、そちらのほう、立体とかカラー塗装で対応をしていただくように、お金がかかるから危険箇所対応の箇所を減らすと言われたら大変それも困るところですが、効果のない安全対策より、もっと立体、それからカラーでお示しいただければと思いますので、何かの折はぜひお願いしたいと思います。

本当に、我が町から事故がないよう、車両についても子供たちについても事故のない安全な安心町づくりのために、町長と行政、ともに我々も町民も頑張ったいと思いますので、しっかりとした対策をとっていただくことを強くお願いしまして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時5分。

午前9時57分 休憩

午前10時5分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

8番土渕茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土渕茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土渕茂勝です。早速質問に入りますけれども、江北町立保育園の存続を求めるということで質問をいたします。

保育は町が責任を持って進める福祉事業の柱であり、子育て支援の柱でもあります。これまで幼児教育センターで幼保一体として進められ、保護者からも受け入れられ、成果を上げてきました。民間が経営する保育事業にも基準となる保育、安全を保障する役割を果たせるものであります。その保育園を廃止する段階的移行の目的と理由を明確にするよう町長に求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

また、これから議論をさせていただくということになると思いますから、ここは端的に申し上げたいと思います。

今回、江北町内において民間保育所の新設の動きが出てきました。この動きを踏まえまして、これまで江北町立保育所にありました潜在的に課題があったと私は思っておりますけれども、業務委託という運営方式で行っていた江北町立の保育所のあり方をあわせて見直すものでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

江北町立保育園を存続する根拠ということとして町長も御存じだと思いますけれども、児童福祉法24条の1項、町の保育実施責任を明確にしております。2012年に政府が提出した新制度法案では、この条文が削除されておりましたけれども、保育の法的責任をなくすなどという保育関係者、保護者からの批判が広がり復活させております。その児童福祉法24条の1項について町長はどのような認識をされておりますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えする前に、土渕議員にお尋ねをいたしたいと思います。

土渕議員は現在多数の運営が民間の保育所でなされておりますけれども、その民間が保育所を運営しているということは、今御指摘いただいた条文に基づいて違法とっておられるかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

土渕君よろしいですか。土渕君。

○土渕茂勝議員

きょうの私の要求は、民間保育所についてどうのこうのという論議をするわけではありませんけれども、今の町長の質問に対しては、民間の保育所、特に民間の保育所といっても認可保育所ということになっていると思います。これはもちろん法律上問題ないし、民間が

やっていることについては、私は異論はありません。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

我々は自治体が保育の責務を負っているということはおっしゃるとおりでありまして、ただ、その責務の果たし方がどうなのかということであると思います。それは、公立の保育所をみずから運営しなければその責務が果たし得ないということではなくて、そうした民間の保育所であるとか、そうしたことに対する指導、または認可、またはさまざまな補助、または支援を通して自治体としての責任を果たしていくものだと認識をいたしております。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

今の町長の考え方について、さらに質問をしながら討論を進めていきたいと思います。

民間への保育受け皿の移行については、これまでの町立保育園幼児教育センターの取り組みが十分検討されているとは言えません。議会に対しては、ことしの平成30年2月21日に初めて明らかにされ、十分な議論の保障のないまま、同日19時、町職員、3月8日から9日にかけて派遣職員、3月23日から5月14日にかけて保護者への説明をするという一方的なものです。先に民間ありきで進めたのではないかと思いますけれども、町長の説明を求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

先ほど土淵議員からは、平成29年9月議会で——あっ、11月議会ですか、唐突に発表をしたという御指摘でありました。私どもはそうは思っておりませんというか、もっと早期の段階から、それこそ議員の皆様方には逐次御報告をしていたと思います。

私が就任した当初の6月議会だったですかね、三苦議員から江北町内での待機児童の状況

はということで御質問をいただきました。当初、私どもは待機児童はないということでお答えするような答弁になっておったんですが、きちんと確認をしましたところ3名だったと思いますが、江北町史上初に待機児童が発生をいたしたということをごこの場で申し上げたと思いますし、このことについてはきちんと対策をとらせていただきたいということをご申し上げまして、早速平成28年9月、6月議会でしたから9月だったと思いますけれども、町内の待機児童解消を初めとした保育サービスのあり方についての検討会を早速立ち上げていただきまして、これまで検討を進めてきたところであります。

そうした中で、同じ平成28年11月に待機児童解消等のアクションプランということで議員例会の場でも御説明をいたしましたし、その中においては、現在業務委託という形で行われている江北町立保育所のあり方についてもあわせて見直しを行いたいということをご平成28年11月に申し上げました。その後もアクションプランの改定を含めまして、随時検討状況については議員例会等々の場で御説明を申し上げたところでありまして、先ほど御指摘の平成29年11月に唐突にというのは逆に一方的な誤認識ではないかと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

町長、土渕議員は平成30年2月にいきなりと言われた。

○町長（山田恭輔）

なおのこと、平成30年2月に唐突にということはないということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕議員、ちょっと確認よろしいですね。土渕議員からは平成30年2月に説明されたと言われている、それは間違いありません。（「はい」と呼ぶ者あり）土渕君。

○土渕茂勝議員

私の認識は、先ほど議長の訂正もありましたけれども、平成30年2月21日に例会で文書によってその理由も含めて説明がされております。それまではそういうものはなかったのではないかと、私は理解をしております。

そこで、もう一つお聞きしたいんですけれども、先ほど新たにできる民間保育所のことについて触れられました。この保育園について町長からの働きかけがあったのかどうか、あるいはその必要性ということで公募みたいな形で打診をされているのかどうか、そのことを

ちょっとお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

特に私どもとして公募は行っておりません。というのが、町立保育所を民間移譲ということであれば、例えば、施設であるとか、こうしたのを民間移譲ということであれば、通常公募という形をとるんだろーと思いますけれども、今回は個人が、今はもう社会福祉法人が設立をされておられるようですけれども、町内において保育事業を行いたいということが端緒でありますものですから、特に今回の町立保育所の見直しに伴う、いわゆる民間移譲のような公募ということは特にいたしておりません。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

少しまた話を進めていきたいと思いますが、ことしの2月21日の議会への説明の中で、町立保育園の問題点として、施設は町、運営は派遣職員、いわゆる公設民営でということと安全と責任、指揮系統、さらに高騰する委託料などが指摘されております。しかし、このことは保育の受け皿を民間に移行するという理由にはならないのではないのでしょうか。もともと町立保育園だったわけで、それがなぜ公設民営という形になってしまったのか、その要因は何だったのか、明らかにすべきです。その点についての町長の認識を求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

土渕議員は現在の江北町立保育所の状況を公設民営だとおっしゃいましたが、私はそうは思っておりません。今の状況は公設公営であります。といいますのが、運営そのものを民間事業者へ委託しているわけではなくて、業務委託というということで、言ってみれば職員が

民間の事業者からお越しになられているということで、形が公設公営にもかかわらず職員を業務委託という形で、何ですか、受け入れをしているということが実は私は問題でなかろうかと思っておりますので、土渕議員が御指摘のように、今、公設民営を民間にする——民間にするとは思っておりませんが、という御指摘は当たらないのではないかと思っております。私の認識は、今の公設公営を標榜しておきながら、業務委託という形で指揮命令系統のない民間事業者から職員を受け入れているという形に問題があると私は思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

公設民営という言葉は私が言ったんじゃないくて、町長が説明会の際に言われたと認識しておりますけど、町長は公設公営と言われたということですか。私の認識は公設民営と町長が言われたからここに書いたんですけど、それは私の認識が違っているということですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

土渕議員は公設民営とおっしゃいましたので、公設民営には当たらないのではないかと申し上げたところであります。私は先ほど申し上げたように、公設公営にもかかわらず民間事業者から業務委託をして職員を受け入れているという形がおかしいと申し上げたのであって、それを公設民営という言い方をした覚えはちょっとありませんけれども、もし、私がそれを公設民営という表現をしたとすれば、どういう趣旨で申し上げたかということ、今申し上げたように、公設公営なのに職員を業務委託として民間事業者から受け入れをするという形を表現したんだと思いますけれども、それは公設民営には当たらないと確認をさせていただきたいと思っておりますし、もし、申し上げたとすれば、訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

ここでの私の質問の趣旨というのは、なぜこういう形態になったのかということについては、今ははっきりと答弁されていないんじゃないかと思えますけれども、それは答弁されましたかね。それでちょっと、じゃ、答弁されていないならもう一度お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問は、今の形態になぜなったのかという御質問ですかね。今からなぜ段階的な移行をするのかという御質問ですか。（「いえ、今なぜこういう状態になったのか」と呼ぶ者あり）今の現状ですね。今の形になったことについては、私、就任以前から当然そうなっておりましたものですから、私も就任して非常に違和感を感じました。これまでの歴史的な経過については教育委員会から答弁をいたします。

○西原好文議長

補足説明を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

土渕議員の御質問にお答えします。

江北保育園については、行財政改革、平成16年ぐらいに合併をしない、単独町でやっていくということになったころからでございますけれども、そのころ、また民でできるものは官から民へという背景もございまして、この2点から保育園業務を委託するという経緯がございました。

以上です。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

これはもうはっきりしているんですけども、手元の資料の1ページ目のところに、私は資料を出しておりますけれども、平成16年4月1日より一般財源化が始まったという資料ですね。このときの資料を、これは成果表によって出しているんですけども、江北保育園、永林保育園、町外委託料、そして合計ということで出しております。これを見られたらわかりますように、2004年、平成16年度、国庫支出金、県支出金は江北保育園の場合はゼロ円に

なっております。ゼロ円になったというのは何かというと、今まで国や県が出していたお金が来なくなったということですが、それは一般財源として措置をするという形で、この保育園関係の費用が一般財源化された。そのことが一つ原因になって、全国的に民営化という方向が進むわけです。なぜ一般財源化されたかということ、当時の小泉内閣のときに福祉予算の削減というよりも自然増の抑制という形で全体として福祉予算が削られました。その一環としてこの一般財源化が行われた。だから、当時多くのところでこのことについての保育園関係者からの批判が上がりました、予算が減ると。実際、2004年、いわゆる平成16年以降、各市町の保育予算が足らなくなったという現実があります。やっぱりそのあたりをきっちりと私は踏まえておく必要はあるんじゃないかと思えます。

今、山田町長が考えておられるかどうかは別として、当時の町長は江北保育園を民間へという考え方を提起されたことがあります。しかし、じゃ、なぜできなかったかという受け皿がなくなったということです。そういうことから、いわゆる派遣会社への委託事業となっております。これが実態です。だから、そこを私は踏まえていく必要があるんじゃないかと。いわゆる保育園、それから、実際やるのは町ですけど、保育運営が厳しくなっていくと。そこから、今先ほど課長も言われたように、民間へどんどん保育園を流していくという方向が加速的に進んでいくということです。

その実態を1つ紹介しますけれども、これは厚労省が発表している数字ですけれども、平成6年、1994年、公立が全国で1万3,226カ所ありました。これが平成28年、2016年ですね、8,917カ所と大幅に減っております。一方で私立は、平成6年、1994年、9,302カ所だったものが、平成28年、2016年ですね、1万4,526カ所と変わっております。いわゆる民間に移譲をしていくという、こういう流れがつけられたという結果、今日になっていると。この場合はほとんど認可保育だったと思えます。しかし、公立の保育園がずっと減っていったと。ここからこの間何が出てきたかということ、平成——いや、平成じゃない、ちょっと平成と西暦というのが混乱しているんですけど、2014年、2015年に「保育園落ちた」というのが大問題になったですね。いわゆる待機児童問題が噴出したわけですよ。その原因というのは公立保育園の建設を怠ってきたというところに大きな要因があります。そういうふうに私は思っております。

だから、今の町長の、課長の答弁でも、なぜ今日の江北幼児教育センターの形態がああいう形になったかという要因がきちんとつかまれていないと。そこをつかめば、やはり公立保

育園というものをやっぱりなくしていくという方向がいかに問題だったかということが私はわかるんじゃないかと思います。

そこで、もう一つちょっと資料で言いますけれども、保育士の業務委託が始まったのは、2006年、平成18年からですね、2ページに書いております。こういう形で町の予算が派遣会社に業務委託料として出されております。それで、先ほど町長が言われたことについてですけども、今の実態は公設公営なんだと言われましたですね。私はそれは正しい認識だと思うんですよね。ただ、私はそうでないという面があるんじゃないかということで、もう一つの資料、6ページの一番下、江北保育園、私が担当課に聞いたのは職員の処遇、職員の賃金、あるいはいろんな各種の保険関係、その実態について教えてほしいと言いました。ところが業務委託のため、ここに書いてありますように、回答できないとなっています。ということは、公設公営と言いながら実態は公設民営化という一つの形態をとっていると。こういう、いわゆる我々がこの実態を把握できないと。だから、そこは位置づけが非常にあいまいじゃないかなと、公設公営と言われたけど。そうでなかったら、この業務委託で、私は人件費のことを聞いたんですけども、委託料の中に人件費がどれぐらい含まれているのかというのは金額、パーセンテージでも結構ですけども、そういうのはここで私たちに発表できるんじゃないかと。行政のほうはもうわかっているわけですよね。ただ、例えば、人件費はそのとおり委託会社で支払われているかどうかというのはわからないんです。ただ、町はその分としてお金をこれだけ出していますというのはわかるんですよね。その金額もまた公表できないということなのかどうか、そういうことであるならで、やはり公設公営という実態というのではないと。ここに問題が私はあるんじゃないかと思います。

そこで、金額は別として町として、委託料のうち人件費関係がどのくらいを占めているのか、それは説明できれば説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいまの土淵議員の御質問にお答えできるかどうか、お答えできるとすればどうお答えするかは教育委員会が後ほどお答えをいたしますが、何というんですかね、私、平成28年3月に就任をしまして、実際自分が運営する立場になって幼児教育センターの内情といたしましうか、実情というのを把握いたしました。そのときに、私は、いわゆる職員が幼稚園の

ほうも、保育所のほうも、保育に従事をしているもんだと思っていたんですけれども、職員は全部幼稚園のほうに行って、保育所のほうは民間事業者に業務委託で職員が来ていますということなんです。これは江北町立保育所という看板を掲げておきながら、実態は、いわゆる職員たる保育士が保育を行うんじゃなくて、民間事業に委託して、そして業務を行わせるというのは、私に言わせれば看板に偽りありだと思ったわけです。案の定といたしましうか、平成28年度の佐賀県によります保育所指導監査の際には、実際には江北町立の保育所については指揮命令権が不十分だという、実は御指摘を受けております。

というのは、園長は職員たる吉田園長であるわけですが、その下で働いている、本当は下だといんですけど、実際に働いている方々は民間事業者にうちが委託をして、その委託の業務の履行として職員をあそこに置かれているというだけなものですから、実は園長と実際に保育に従事をされている方たちとの指揮命令が不十分だということの指摘を実際受けたわけです。ですから、私は、もっと言うなら、公設公営と言っておきながら、実態はそういう民間事業者に委ねているという形が私は不自然だということを強く思いました。折しも待機児童が我が町でも発生をいたしたものですから、待機児童の解消にあわせて江北町立保育所のあり方もこの時期にきちんと見直す必要がありますよということを、ですから、私は平成28年11月から申し上げていたということであるわけですので、平成30年2月のつい最近に突然申し上げたわけではないということは、私が今申し上げたことをもう一度確認をしていただければ御理解いただけるのではないかと考えております。

それで、先ほどこども教育課長のほうからもこれまでの経緯というんですか、その官から民へということの中で、言ってみれば民間に移譲し損なったんじゃないかと私は思うわけです。おっしゃるとおり、当時に公立保育所を民間に移譲するような動きというのは全国的にもあったと思います。ただ、残念ながら我が江北町はその民間に移譲し損ねたものですから、公立で維持しながら、ところが、職員の当てがなく業務委託という形をやむを得ずとしたのではないかなと思うわけですので、まさに現状認識としては今の形は私は不自然であるということでもあります。そういう中で、幸い民間において保育所を新設したいという動きが出ましたので、それならばこれにあわせて、江北町立の保育所については見直しをしたいと申し上げているところであります。

もう一つだけ申し上げると、非常にやっぱり歴史をさかのぼるといのはいろいろ意味合いがあるなと思いました。というのは、先ほど官から民へという話がありましたけど、実は

江北町立江北保育所の沿革を見ても、最初は民なんです。一番最初は東照寺が運営をされていた私立の保育所が実は発端で、それから町立になり、先ほどから御紹介があったような民間委託を考えたけれども、結局それができずに業務委託という形をとらざるを得なかったというのが、実は我が江北町立保育所の歴史でありまして、その一部分だけで官から民へということを行っているわけじゃなくて、やはりそれぞれの時代時代に即して、運営の主体なり、形態というのは変えてきたと思っております。ただ、その上ででも、私は現状は不自然であると思っているものですから、この際見直しを行いたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

町長の現状認識については私も同感です。ただ、その選択というがまだ決まってはいない、ただ方向性は示されていますから、それはちょっと間違いじゃないかということで私は指摘をしたいということで今回質問をしているわけです。確かに当初保育園が、例えば、お寺さんで運営をしていくというのは、これは幼稚園もそうなんですけれども、全国的にありますし、私が生まれたところの太良でもそうでした。それをやっぱり福祉に最も関心を持っておられるということから始まったんです。ただ、それが全体ではないということです。今、私が先ほど説明しました、公立保育園がその後、当時1960年から1970年代のころ、ポストの数ほど保育園をと。まだ町長は生まれておられなかったかもしれませんが、そういう形で公立保育園がどんと出てきました。ところが、その流れを断ち切ったのが先ほど言いました小泉改革なんです。それを先ほど一般財源化という形で財政問題が民間のほうにシフトされていくと。だから、町の資料には出てきていないんですけれども、私の1ページの資料、いわゆる保育園事業での、例えば、国庫支出金とか、県支出金、保護者負担金、一般財源、この仕組みというのは今も私はあると思います。ただ、江北保育園だけはさっき言いましたゼロ円ですね、一般財源化ですから。この表は改めてつくってほしいなど。もう2004年で終わっておりますね。そういうところにありますけれども、ちょっと話を次に進んで論議したいと思いますが、いいでしょうか。時間も余りなくなっておりますのでですね。

次、4番目に、昨年4月1日よりゼロ歳から2歳までを対象にした小規模保育園、定数19

人が設置され、待機児童対策として一定の効果を発揮しております。施設は社協の1つの部屋を活用したもので、基準を満たしていると答弁はされておりますけれども、保育の現状としては不十分で、幼児にも保育士にとっても使い勝手の悪いものとなっております。本来の保育施設に戻すべきだと考えます。その点からも江北保育園を廃止するのではなく充実すべきではないかと思っておりますけれども、町長の考えをお聞きします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、平成28年4月から江北町では歴史上初のということになると思っておりますけれども、待機児童が発生をいたしました。私いつも言うことでありますけれども、我が町はおかげさまで人口が維持できておりますけれども、やはり内情を見ると、都市化と過疎化を両方一遍に経験をしているというのが私の町の経営者としての時代認識であります。そうした中で、やはり町民の皆さんの生活形態も大分変わってきて、おととしからですかね、実は江北幼児教育センターも幼稚園と保育園の入園児が逆転をしました、というだけ、やはり相対的な保育ニーズが高まっているということでありましたし、本来ならばもっと早く手が打てればと思ったんですけれども、就任直後のことでもありましたものですから、まずは待機児童の解消をとということで、制度上認められている小規模保育所の開設ということで、まず対策をとらせていただいたところでありました。本当に私ども江北町としても初めての経験でありましたので、当時の担当者も大変苦勞をしたと思っております。本当に言ってみればあるものでいかにやはり基準を満たして、さりとて安全等をやっぱり確保していくかということで苦勞してくれたと思っておりますけれども、おかげさまでこうして平成29年4月から「なのはな」が開設をされたところでありました。

先ほど来、「なのはな」の保育が不十分だと御認識をおっしゃいましたけれども、私どもといたしましては、当然利用者の方、または実際そこで保育に従事していただいている方からもいろいろお声を聞かせていただいておりますけれども、必ずしも今御指摘のようなお声をいただいたことはありません。ただ、私どもとしても当然日々改善はしておりますので、この間も必要な設備の確保であるとか、また、そういう施設の対策であるとか、ということでは改善は行っているところでありました。ですので、小規模保育所そのものが何かよくな

いという御認識はぜひ改めていただければと思います。これもきちんと制度上認められたものでありますし、その基準を満たして現在運営をしているということはぜひ御承知おきをいただきたいと思います。

その上ででありますけれども、その小規模保育所については、今後のあり方については、当然これからの町全体の保育サービスの需要量、または供給量を見ながら、その継続についてはまた検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

少しこれを使って実態を紹介したいと思います。

(パワーポイントを使用) まず、ここは社協——ここ最初、ゆうゆう館というもともと保育施設ではありませんですね。ここには2つ部屋があつて、1つは、以前は「ちょうちょ」、いわゆる子供の預かり場所がありました。もう一つは、スポーツ吹き矢などのスポーツ、あるいは囲碁、将棋ができる部屋。これまで「ちょうちょ」が使ってあつた部屋を小規模保育所として使ったわけですがけれども、まず玄関ですね、その次です。

これはことしの冬、その玄関を入つたところにストーブが入りました。いわゆる玄関のところを何で暖める必要があるのかというのは、次の。

ここに子供たちの着がえの部屋が設置されております。向こう側はトイレです。左のドアは先ほど言いました囲碁、将棋とか、スポーツ吹き矢をする場所ですね。右が「なのはな」の保育園です。ここにある着がえ室は、今はなくなっております。なくなったというよりも、恐らく中のほうにこれは押し込められたんじゃないかと思ひます。

これは子供たちが毎日のように天気がいい日は何台かの車に乗せて散歩に出かけると。時には外にある土のあるところの遊び場で子供たちが遊ぶというための出かけているところですね。ただ、これを出たらもう駐車場ですから、非常に私は危険だと思ひております。

これが「なのはな」の入り口ですね。中のほうにずっと荷物があります。

こんな形ですね、ほとんど子供たちがいるスペースというのはないという状況じゃないかと思ひます。

これがその部屋の隣、下はコンクリートの上にシートを敷いて遊び場がつくつてあります。

上はもう天井がありませんから、雨が降ったらここは使えない。

これは最近つくられた砂場ですね。ちょうど先ほどの遊び場のちょっと後ろというんでしょうか、東側です。そこに小さな砂場がつくられております。

今実態を紹介しました。何というか、今、町長は別にふぐあいは言われていないというけれども、実態を見ただけで、こんな状態では本当にゼロ歳から2歳児という小さな子供たちをね、小さな子供ですけれども、もう2歳ぐらいになったら歩きますよね。そういう状態で私は小規模保育というのはですね、これができたのは小泉内閣のときにまたこういうものができるようになったということです。これも小泉さんは福祉の予算を抑制するという一つの方針の中でこういう、いわゆる何というんですか、条件を緩和してどこでもできるとなっております。私はこれは保育の実態としては不自然だと思います。そういう意味で、小規模保育については長期計画でも私は反対ということを行いました。

もうちょっと待ってくださいね。もう少し説明をします。

そういうことから、何というんですか、現在の幼児教育センターを廃止するというんじゃないかと、むしろこういう小規模保育をもとに戻していくと。条件は私は一緒だろうと思うんですね。いわゆる保育料は一緒なんじゃないかなと。保育士さんの条件はどうなのかというのはちょっとわかりませんが、ここも小規模保育も保育士さんの給与とか、条件、いわゆる雇用条件とか、そういうのが先ほどの町からもらった資料でもですね、先ほどの6ページのところですけど、ここにも小規模保育のことも――6ページですかね、小規模保育は7ページですね、町営でないために給与、いわゆる回答できないと。いわゆる職員、臨時職員もおられます。ここも保育士の資格を持った方がたくさんおられますから、そういう意味では条件はちゃんとクリアされていると。小規模保育は、何というんですか、こういう資格を持たなくても研修を受けただけで携われると緩和はされております。私はそういう意味でも、実際問題としてやはり質の低下はしていくと思います。町長何か答弁されるということで手を挙げられておりますので、どうぞ。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えをいたしたいと思っておりますけれども、先ほど来、小泉内閣の官から民へということをお指摘いただいておりますけれども、私は決して今回の町立保育所の段階

的移行はそうした御指摘のその官から民へというような、もういつの話ですかね、そういう動きの中で今回実施をしているつもりはありません。というのが、先ほどからこれまでの経過で明らかになりましたとおり、いわゆる小泉時代のその官から民へという流れの中で、ある意味民間移譲をし損ねたというんですか、きちんとした形ではできなかった。その対応として現状があるんじゃないかと。ですから、今は不自然でも公設公営なんですと。ですから、この公設公営の今のあり方が私は適当でないから、今回新しく民間で、移譲するわけではないですよ。民間で保育所の設立の動きがあるから、これにあわせて見直そうと言っているということでもありますから、その官から民へということの脈略の以前の中で今回の対策、対応を語っていただくのはちょっと違うのではないかなと思います。

それと、小規模保育所についても、先ほど実態ということで御紹介をいたしましたけれども、先ほど土淵議員も御紹介あったように、当初はやはり私どもとしても初めての経験、初めての取り組みだったもんですから、それこそ保育士さん方を含めていろんな試行錯誤をしていただいて、本当にいろんな改善をしてくれています。そうした中で、一時期ああした形で施設を利用していたことがあると思いますけれども、恐らくきょう行っていただいて、きょう写真を撮っていただくと、ああいう写真にはならないんじゃないかなと思うわけですよ。ですから、その小規模保育所の是非ということであれば、これはまたぜひ政策論争をさせていただきたいと思いますけれども、今の「なのはな」の保育サービスが不十分だということについては、私は異論を唱えさせていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、必要な見直し改善というのはさせていただいておりますし、それこそ実際に従事をしている保育士さんたちを含めて、子供たちには最上のサービスを提供する意気込みとつもりで日々従事していただいていると思っております。

それと、せっかくですからもう一つ申し上げたいと思いますが、この小規模保育所云々ということと今回の町立保育所の段階的移行についてどのような関連でお話をされているのかが実はよく理解できておりません。御存じのとおり、小規模保育所というのは未満児、しかも19名までという定員が決まった中での認可であり、または基準というものがあるわけですが、この未満児が逆に言うと一番保育サービスを厚くしないといけなところなんですよね、1人で3名しか見られないわけですから。ですから、そういう今の民間であるとか、町立保育所であるとか、その全体の中でできていないところを補完する施設として運営をさせていただいているところでもあります。さはさりながら、今後の江北町全体の保育サービス

のあり方については、これからの展望をきちんと持った上で、今後も研究をさせていただきたいというのは先ほど申し上げたとおりであります。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

国の政治の流れの中で見るということは、私は大事だと思います。自分ではそう思っていないけれども、そういう方向に行っているということはよくあると思います。というのは、小規模保育の問題一つとってみても、基準が緩和されているわけですよね、1人当たりの面積とか。もちろんその面積を今1人当たりの面積は小規模の場合は3.3平方メートルだっと思いますけれども、町によっては改善するというので、それを5平方メートルにしているところもあります。そういう中でもそういう方法を私は否定はしません。私がこの小規模保育の問題を取り上げたのは、今ある施設はもともと保育所ではなかったと、新しくつくられたわけでもない。それともう一つは、江北保育園を段階的に民間に移譲するという話ならば、それはむしろそこに持って来たほうがいいんじゃないかと。それから、もう一つは、いわゆる保育園の需要というのはまだ進むと思います、今新しくできたとしてもですね。今未就園児、未就園児というんですか、本を配っている人たちの数というのは、江北町で160人ぐらいいると聞いております。そのうちの8割近くは大体2歳以下とか、3歳以下だと聞いております。だから、その需要が多いというのは今、町長言われたとおりです。でも、それを小規模保育じゃなくて、公立の保育園として受け入れるべきじゃないかというのが私の考えです。

それが最後のあれですけれども、最後ちょっと一応書いておりますから言いますけれども、待機児童の問題を初め、保育士の待遇改善を求める保育団体や保育士が求めているのは公立の保育園を設置することです。少子化対策を進めていく上でも要となる施策ではないかと思えます。幼児教育センターの江北保育園を職員も含めて町立で運営するために、新たに必要予算はどれぐらい試算がされますか、私はこれを町立保育園として正式な形に戻すべきだということで、この予算は大体どれぐらい要するのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

土淵議員の御質問にお答えします。

江北保育園を業務委託せずに正職員化して運営をする場合に必要となる予算については、具体的な試算はしておりません。しかし、委託よりも当然高くなるという考えでございます。

以上です。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

6 ページの資料の一番下に江北保育園の年間の運営費が記載されております。7,586万7,664 円、これの人件費を考えるともっと上回ると思います。1 億円近くになるのかなという感じもしますけれども、これはこの金額を全部派遣会社にやるわけじゃなくて、派遣会社にやる金額というのは保育士業務委託料という形で、一応まだ平成29年度の決算出ていないからですね、平成28年度で5,948万6,400円、これは資料に出しているとおりで。説明の中で業務委託料がどんどんふえているというのが町長の説明にもありました。それはしかし、ここを見ればわかりますように、園児数はふえておりますし、それから、保育士も当然ふえていきます。最初10名だったのがだんだんふえて、今では、新しいのはちょっと資料として出ておりませんが、平成28年度では保育士が13人です。それと、居残り保育担当者が2名と、そして、特別支援員というが2名。特別支援員という方がどういうあれかはちょっと保育士なのかどうかよくわかりませんが、15人になっているんですね。だから、当然これは必要な費用です。だから、多大な費用じゃないと思います。

それと、もう一つは、指揮系統の話が町長されました。これまでの幼児教育センター中での保育業務ということで意思疎通とか、そういう問題はあるということは、前任の山下課長おられますけど、よく聞いておりました。ただ、これはその責任者の一つのやり方だと思います。派遣だからいい加減にしていっていいということはないですね。そこで、これまでの成果表ではそういう努力をして、一定の成果を上げてきたし、そこにふぐあいがあったという報告は一切あっておりません。県が指摘したというのはどういうことかよくわかりませんが、私は今の状態がいいと思いません、先ほど言いますように。委託料でその保育士さんたちが本当に妥当な金額で仕事をしているのかどうかという問題はずっと私の頭にありましたし、問題提起をしたことがあります。いわゆる公契約条例を結んで、その賃金も

ちゃんと決めていると、町がこれぐらい出さないという指摘もしたこと——正式にしたかどうか知らんけど、町長にはそういう話をしたような気がします。そこまでちょっと、最後の締めが言いにくくなりましたから、そこまで町長ちょっと言いたいのがありそうですからちょっと言ってください。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し誤解をされておられるようなので、申し上げたいと思います。

現在、江北町立保育所の保育業務に従事をしていただいている皆さん方は、本当によくやっただいただいていると思います。日々の中で何か指揮命令系統に問題があることではなくて、先ほどから申し上げているように、制度上もしくはその法律上、もっと言うなら仕組み上、指揮命令系統が不十分であるということは、やはり動かざる事実なわけですよ。ですから、そこを解消しないといけないということを申し上げているわけであって、先ほど土渕議員は、今の保育士さんたちはよくやってくれていると思うけれども、と私が思っていないようなことをおっしゃるから、そうではなくて、そういう俗人的なことを申し上げているわけではありません。

それで、私も公約の中には正規職員の雇用の場ということを上申しましたし、恐らく土渕議員も非正規の正職員化ということについて、恐らく政治的な心情をお持ちだと思います。それで、私はやはり一つには待機児童の解消、それと、もちろん充実した保育サービス、それともう一つは、やはり働き方についても、やはり働きがいのある働く場の提供ということが大事なんではないかなと思います。そういう中で、今、江北町立の保育所については公設公営という看板を掲げておきながら、民間事業者に委託をして、そこからの職員に従事をしていただいているという不自然な形なものですから、ぜひその形を解消したいと思っております。幸い民間の方が今回新たに保育所を新設したいということで、現在準備を進めておられますので、恐らくほとんどは、もしくは多くは正職員で雇用されるのではなかろうかと思っております。ですから、土渕議員も正職員化ということをおっしゃるのであれば、多分進む道は一緒だと思います。ただ、先ほどからお聞きをいたしておりますと、土渕議員がおっしゃる正職員化というのは公務員化のことをおっしゃるし、いろんな保育サービスの充実ということを公立化しなければできないとおっしゃるものですから、そこが私とは考え方が基本的に

違うところだと私は認識をいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

民営化の問題というのはいい面もありますし、ただ、私は公立とどこが一番違うかといえ
ば、（「民営化じゃないです」と呼ぶ者あり）民営化じゃなくて民間移管ね、（発言する者
あり）民間移譲でしょう。（発言する者あり）ちょっと待ってね。ここで出ておりますよう
に、町立などはもう職員化ですから賃金もはっきりわかりますよね、議会でもチェックでき
ます。でも、民間の場合はそれはわかりません。どういう待遇、どういう賃金なのか。いわ
ゆる職員と同じぐらいの待遇なのかどうか、それは私は違うと思うんです。民間で一番問題
になっているのは、保育士としての待遇がされていないということで保育士が足りないとか、
そういう問題が今出てきております。だから、民間という問題でいいますと、ここの資料に
もありますように、先ほど7ページだったですかね、働いている人たちの給与とか雇用実態
はここではわかりません。いわゆる、これを我々は見ることはできないと。だから、そこが
大きな私は違いだと思うんですね。そういう意味で、最後の選択として、この選択としては、
今の現状はよくないというのは同じです、認識ですけれども。江北町保育園の存続、そのこ
とを選択すべきだということを強く求めて質問を終わりたいと思います。

時間ありますか。

○西原好文議長

答弁の時間がほとんどないんですけど、簡潔に答弁をお願いします。山田町長。

○町長（山田恭輔）

2点だけ御指摘申し上げます。

今回、民間移譲するわけではありませんし、民営化するわけではありません。民間の保育
所が新たに設立をされることを踏まえて、今の不自然な町立の保育所のあり方の見直しをす
るということが1点です。

それともう一つ、民間の給料はわからないとおっしゃいましたけれども、きちんと認可を
受けた、しかも私ども町からも運営の補助をお出しする民間の保育所であれば、先ほどから
話があったように、監査にも入ることになります。そして、職員の処遇についても我々はき

ちんときさせていただくということになりますから、民間だから給料がわからないということではないと。今は委託をしているという形なものですから、その中で捕捉ができないということでもありますから、それについても、言ってみれば土渕議員の御主張に沿う形で、今回きちんとした形で民間の保育所が設立をされるということでもありますから、ぜひ町としても全面的な支援をしていきたいと思ひます。

以上でございます。（「議長、ちょっと確認だけです」「時間ですよ」「いや、ちょっと特別なことを言われた。民間でも給与とか財政状況は議会でもチェックできるという理解でいいですか」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

もう時間に来ておるんですけど、答弁。（「後でまた」と呼ぶ者あり）山田町長。

○町長（山田恭輔）

別の機会にきちんと整理をしてお答えをいたしたいと思ひます。ただ、申し上げたように、認可を受けた保育所であれば、私どもにはきちんと指導をする権限があるということはぜひ御理解ください。（「それはわかっております。では、質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

8番土渕君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時15分。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

9番池田君の発言を許可いたします。御登壇願ひます。

○池田和幸議員

こんにちは。9番、池田和幸です。お昼前ですけれども、しっかりと質問をさせていただきたいと思ひますので、よろしく願ひします。

今回は、安全で安心まちづくりというテーマで3問質問をさせていただきます。

まず1問目、子供の安全対策について。

ことし5月7日、新潟県のJR越後線の線路上で7歳女児がひかれる事故が発生しました。翌日には死後線路に置かれたと判断され、殺人事件として捜査が始まり、1週間後、近所に

住む男が容疑者として逮捕されました。しかしながら、安心するのはまだ早いようで、事件現場周辺には5人もの不審者が今も特定されないまま放置されている状況です。容疑者逮捕後も、事件があった小学校周辺では厳戒体制が続いていると報道されています。平和なまちを脅かす変質者たちはまだいるのでしょうか。

今回の事件のほかにも声かけがあり、不審者情報が後を絶たないようです。最近では5月20日午後2時45分ごろ、伊万里市で通行中の小学生女児が男から「一緒にお菓子を買に行こう」と声をかけられるという事案が発生しています。我がまちでも新潟の事件後、小学生が下校中に声をかけられるということも発生しています。

そこでまずお聞きしますが、新潟の事件以降、子供の安全対策で取り組まれていることはありますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

事件後の取り組み、対策ですけれども、学校では担任の先生が登下校の注意喚起をなされました。5月10日木曜日ですけれども、県より新潟県の事件及び県内の事案も含めて注意喚起がなされました。学校のほうに通知がっております。

そんな中、江北町においても声かけ事案が発生しました。翌日の11日金曜日でございますが、9時58分に保護者へメールで注意喚起の連絡をいたしました。また、同日給食時間の中で、各児童に対しては校内放送で注意喚起を行っております。それと、ホームルームの時間でも各学級で担任の先生が防犯ブザーの携帯確認、1人で行動をしない、寄り道をしない、帰宅時間を守るなどの指導をなされております。それと、警察と連携し発生場所付近の見守り、パトロールの強化をお願いしているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の答弁では、速やかな対策というか、対応がされているみたいですがけれども、今、課長が言われたのは学校内でのことがほとんどでしたですね。町民の皆さんに、例えば、広報を

使ってこういう新潟の事件以降、うちの小学校でも声かけがあったとかいうのは一般の町民の方には全然知らされていないとか、どなたも気づいていらっしやらなかったようです。特に佐留志地区で起こったことでありますので、上小田、それから、八町方面とか下小田方面とかの人に聞いてもほとんど知らなかったということがありました。その辺が、できればやはり全町で把握ができるような、例えば、朝夕の放送とかそういうのでやはり告知をしていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の再質問にお答えします。

まず、町民の皆さんに周知ができていなかったということは、まことにおわびしたいと思います。ただ、今回の事案については町内の方でもあるというようなことから、なるだけそういうことは広めないほうが良いというような配慮のもともありましたので、全町的には告知ができなかったと思っております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の課長の答弁は、失礼ですけど、その辺は町内の方というのは執行部しか知らないんですよね。それを町内の方がと言いましたが、今オープンに言われているような形なので、その辺は関係なくあったという事案だけは、やっぱり報告をお願いしたいと思います。

それで、続けて行きます。

次、佐賀県警察が公表している声かけ、つきまとい発生状況は、平成29年1月から12月において、声かけが116件、つきまといが47件ありました。発生時間別に見ると、15時から18時までの間で声かけが52%、つきまといが51%で、ともに半数以上であります。いかに学校の下校中の時間帯に発生しているかということがわかります。

そこで、通学途中での日ごろの安全対策はどのように取り組まれていますか。また、緊急のときに子供が助けを求めることができるのが子ども110番の家ですが、目印となる看板やステッカー等の掲示の状況は確認されているのですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

御質問は2つだったと思います。

1つ目の通学途中の日ごろの安全対策の取り組みについてでございますけれども、学校では、犯罪被害に遭わないよう行動の仕方について指導したり、定期的に防犯ブザーの電池点検や作動確認を行っております。

地域では、魔の時間帯といたしますけれども、午後3時から6時の間の対策として、ビッキー隊であるとかシルバービッキー隊による児童・生徒の見守りを行っていただいております。

教育委員会では、通学路点検、見守り団体へのパトロール強化の依頼、それと、町内放送ですね、1時過ぎぐらいですかね、日によって違いますけれども、小学1年生が今から帰りますということで町民の方へ見守りをお願いしますというような放送周知を行っておるところです。

それから、目印となる看板やステッカー等の掲示状況の確認ですけれども、現在把握している110番の家は、139件張っております。PTAの活動により設置していただいておりますけれども、地区役員参加の代議員会、6月中旬に開催されておりますけれども、110番の家についても変更がないか確認を行っていただいております。その際、新規の家や古くなったプレートについても、新設、交換をしていただいておりますところですので。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

まず最初の件につきまして、日ごろの安全対策については、学校サイドで行われているものもあるし、町から寄贈した防犯ブザーの確認とか、そういうのをされているというのわかりました。あと、その中で、ここには私がデータとしては書いていなかったんですけども、自転車の鍵がない分で結構物取りが多いということで、中学校は自転車通学が許可されていますので、その辺は確認をするように中学校のほうにもしていただきたいと思います。

それと、あとのほうの子ども110番の家の件ですけれども、結構もう以前から、大分前から目印として手を挙げられた方がいらっしやいまして、その方のところは古くなって、やはり見えなくなっているところもかなりあります。当然、我々がPTA時代のときもしていただいた方もいらっしやいますし、新規でされている方もいらっしやいます。そういう中で、やはり今、課長のほうで139件という形で言われましたけれども、実際どの辺まで確認をされたかというのは今のところ伝わってこなかったんですけど、話では、今の答弁では、PTA、育友会の状況の報告ということで今、理解をしていますけど、その辺はもう少し詳しくわかりますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の再質問にお答えします。

現在、子ども110番のプレートが139個ですけれども、今のデータは昨年の6月に実施されたPTAの代議員会での集計になります。中旬ですので、今週中にまた今年度の代議員会がありますので、その後、直近の件数がわかると思います。それから、このプレートについては、PTA、それから、白石地区の防犯協会、白石警察署、それに江北町の建友会ということでプレートの御提供をいただいております。現在、在庫が26枚あるということを知っておりますので、そういったふうに、もう古くなって見えなくなったものについては随時かえることができるんじゃないかなということで把握しております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。ぜひ教育委員会としても子ども110番の家のプレート関係の把握はしっかりとさせていただきたいと思います。

それでは、続けて再質問をしますけれども、埼玉県の警察本部の資料がありましたので、その中で、平成29年中の子供に対する声かけ事案の報告書によりますと、小学生と中学生が事案の約79%を占めていました。それから、15時台から18時台にやはり発生が集中して、認知件数総全体の約56%を占めていました。以上のように、佐賀県、埼玉県とも同じような傾

向があらわれています。今後も小中学生への対応が必要と思いますが、先に向かつての対策は何か別に持たれていませんかでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

午後3時から夕方の6時、この時間が魔の時間帯ということで、議員おっしゃられたとおり、声かけとか犯罪の多い時間になっております。なので、江北町ではこの時間に見守りをお願いしております。ビッキー隊であるとかシルバービッキー隊、これは東分区の老人クラブになりますけれども、そういった方々に、昼間時間のあるというか、回っていただける方に御依頼して、対応をしているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、課長が言われたのは現在されている部分だと思いますけど、私が聞いたのは、これから先のこともあって、今後新しく何か対応が必要ということはないでしょうかと質問したんですけど、ないですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問にお答えいたします。

声かけ事案については、5月10日に県内でも結構起きているということとか、先ほども出ましたように、町内でも起こりましたので、改めて、今、見守り隊とかパトロールとかされているところが、本当に危ないところを全部回っていただいているかどうか、そこらあたりを確認して、もし足りないところがあれば、そういうところも含めて回ってもらうとかいうことは考えようかなというふうに思っていますし、来年度はコミュニティースクールを導入しようという計画がありますので、その中で、学校外のことについて地域の方の力をかりながら、そういう見守りも含めて対応ができないかということを考えていきたいというふうに

思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私、3年前に就任した直後に、佐賀新聞に江北町は人身交通事故2年連続ワーストワンという記事が載りました。衝撃でありましたし、これはやはりきちんと対策をとらないといけないということで、ワーストワン撲滅に向けた取り組みを町民の皆さん、もちろん議会の皆様も含めてですけれども、取り組みをさせていただきました。

また、4月には熊本地震が発生をいたしました。幸い、直接、江北町は大きな被害はありませんでしたけれども、その後の九州北部豪雨であるとか先般の耶馬溪の土砂災害であるとか、こうしたことを例に出すまでもなく、やはり私ども江北町も、いつそうした災害に見舞われかねないという気持ちでいなければならないということを認識を新たにしたところでありまして、自然災害ではありませんでしたけれども、私どもも鳥インフルエンザということで、まさに突然のそうした危機にも見舞われたということでもあります。

そういう意味でいきますと、交通安全、また、防災についても、これまでもさまざまな講習会であるとか研修会であるとか取り組みをしておりますけれども、やはり近年の、全国と言わずとも県内または町内での事案の発生を見ますと、先ほど申し上げましたように、江北町は過疎化と都市化が両方やってきているというようなところでいきますと、いろんなそういう犯罪が起きかねないという気持ちで、やはり取り組みをする必要があるのではないかなというふうに思っております。

従来やってきたことをただ述べて済ませるのではなくて、また、来年からやるということではなくて、私は今は交通事故対策または防災と並ぶぐらい、特に子供たちの防犯対策ということは喫緊に取り組むべきことだというふうに思います。

先ほど教育長からは、来年度コミュニティースクールをつくるように準備をしているから、その中でもというような話がありましたけれども、私はそれを待たずとも、やはりきちんと対策をとる必要があるというふうに思いますし、総合教育会議もまた開催をするのであれば、そうした中できちんと教育委員会にも申し入れをしたいなというふうに思っております。

例えば、先ほど御紹介がありましたように、5月10日に、これは5時半ぐらいですかね、

江北町内でも声かけ事案が発生をしたということは、翌日の5月11日に学校で覚知をしたということになります。5月11日の8時40分に学校が、前日ということになりますけれども、こうした事案について覚知をした後に、2時間後の10時半に、実は町の教育委員会のほうにその旨の報告があっております。ですから、翌日の10時半には江北町の教育委員会としては、こうした事案が発生したということは認知をしているわけでありまして、その後、県の教育事務所のほうには30分後に報告をしておるそうでもありますけれども、やはり町の教育委員会で把握をした時点で、特に県外では全国的にそういう事案も発生しているところであるわけですから、やはりこれまでの従来の取り組みだけではなくて、何かやはりここはそういう危機が迫っているという認識のもとで、ぜひ具体的かつ実効性のある、また、早期にやはりそうした対策といいたいまいしょうか、取り組みということをやっていく必要があると私も思います。

ともすると私どもは、そういうふうに一応メールを出した、注意喚起をしたというところで仕事が終わったように思いますけれども、それはいわゆる役目済ましと言うんですね。せんばらんというふうに思い込んでいることをやっただけで、何となく自分の役目が済んだというふうにどうしても思いがちなんですけれども、多分我々、特に役場の職員、私も含めてですけれども、安全をきちんと確保するとか、何か支援をきちんとお手伝いをするとか、もしくは何かを振興するとか、もしくは子供を教育するとか、最終的な目標を達成しなければ、ある意味やったことにはならないというふうに思うんですね。ですから、一応こうやって事案が発生して安全対策をしましたということではなくて、それで安全が確保されるという最終的なところまできちんと見届けないといけないし、そこをきちんと実現させるところまでが我々の仕事だというふうに思います。

先ほど申し上げたように、都市化と過疎化が一緒に来ていて、どうしても以前から住んでいたり以前から仕事をしていると、何となくこれまでやったことどおりでいいような気がしますし、少なくとも、ちょっと今までのごとはいかなんと思うだけでも何もならないわけですね。もしそういう問題意識を少なくとも持ったとすれば、きちんと対策をとらなければ意味がないというふうに思います。

幸いというか、私も町外に住んでいたことが長いもんですから、やはりほかの市町と比べて我が町がどうなのかということもよく比べてしまいます。そういう中でいきますと、だからこそ江北町が都市化と過疎化が一緒にやってきているというふうに申し上げているわけでありまして、そうした今の江北町の置かれている現状というのを、ぜひやはり客観的に見た

上での対策をきちんととって、安全性をきちんと確保するというところまで、やはり取り組みをする必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

町長のほうから話された内容で、危機感を持った行動というのは、やはりぜひ行ってきたいと思います。

そしたら、2問目に行きます。

○西原好文議長

次、行ってください。9番池田君。

○池田和幸議員

防犯活動の推進。

県では、犯罪の被害に遭わず、安全で安心して暮らせる社会づくりを進めていくとともに、人と人とのきずなを大切にして、お互いに支え合い守り合うことのできる地域社会を築くために、佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例が平成26年4月1日に施行されています。

町の防犯条例についてお聞きします。

第3条で、「防犯に関する啓発、町民の自主的な防犯活動に対する援助、防犯に寄与する環境の整備等の施策を策定し、及びこれを実施するものとする。」とありますが、自主的な防犯活動に対する援助とは何か、また、防犯に寄与する環境の整備等の施策とは何か、説明をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、防犯条例の中で自主的な防犯活動に対する援助とは何かというような御質問ですが、この点につきましては、町内の各種団体等が防犯活動を自主的にされる場合に町が協力をしていくという意味ではないかと思えます。

それと、防犯に寄与する環境の整備等の施策とは何かという御質問ですけど、この分につきましては、地域の防犯抑止のための看板の設置とか、今、毎年設置をしておりますけど、防犯灯の整備、それから、防犯カメラの設置などがこの施策に当たるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

最初の自主的な防犯活動に対する援助というのは、今、協力していくことに対してという形で言われたんですけど、そのままの言葉でありますので、ちょっと意味が、具体的なことは条例ですので決定的には言われたいとは思いますが、ちょっと今、説明がわかりませんでした。

それと、2番目の環境の整備等の施策とはというのに関しては、防犯カメラのことも言われました。防犯カメラに関しては3問目で質問をしていますので、その辺、もう少し何か、例えば、値するもの、例えば、これは今やっているのはビッキー隊の形の中でお願いをしているとか、何かそういうことで具体的に今現在援助していること、老人会のボランティアの方とかそういうのにも何か援助に当たるのか、その辺、わかればお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、池田議員の再質問ということでお答えしたいと思います。

まず、先ほど各種団体等が行う防犯活動への協力についてということで説明をしましたが、具体的には、現在、ビッキー隊のほうに町のほうが一応協力ということで、出動をされるときに、車を出したり職員が出て協力しております。それと、防犯活動に際しても、ステッカー等の提供ですね。それから、これは学校のほうにですけど、小学校に入る新入学児童に対しては、防犯ブザーの贈呈ということで町のほうから贈呈をしているところであります。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。続けて行きます。

第3条の2で、「江北町防犯推進協議会の意見を聴くものとする。」とありますが、この協議会は、平成29年度には何回ほど開催されたのですか。また、協議の内容はどのようなことでしたか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、池田議員の御質問の平成29年度中の江北町の防犯推進協議会の開催回数ということですが、1回開催をしております。その協議の内容につきましては、江北町防犯条例の概要について事務局のほうから説明をし、あわせて白石警察署のほうから白石町管内の28年度中の防犯の状況ということで説明をしていただきました。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、1回されたということですがけれども、この1回は新潟の事件以降のことなのかですね。それと、新潟の声かけの殺人事件に発展した事案に対して協議会としては開かれていないのかですね。その辺をひとつお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

本年度は今のところ開いておりませんが、7月初旬に開催をいたしたいというふうに思います。

防犯推進協議会、昨年度1回開催をしたということですが、実はその前、過去は10年以上開かれておりませんでした。というよりも、この防犯推進協議会という位置づけそのものが実は町の中でも非常に曖昧であったというのが、それこそ実態であります。

申し上げましたように、やはり都市化と過疎化が両方体験をしている我が町としては、やはり今までは想定できなかったような、いろんなやはり犯罪に備える必要があるということでもあります。交通安全、防災、それにあわせてやはり防犯ということも、やはり三本柱の一つとして進めていく必要があるということで、昨年度に初めてということではなかったかもしれませんが、それこそ十数年ぶりに江北町の防犯推進協議会というものをきちんと位置づけをして、立ち上げて開催をしたというところでもあります。

先ほど申し上げましたように、今年度も開催する予定にしておりますので、当然、今の全国的な状況であるとか、我が町の置かれた状況であるとか、こうしたことについて情報が共有できるというふうに思いますし、ぜひその中でもさまざまな対策について御意見をいただけるような場にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

先ほど町長が言われたのは、前回は質問をしていますので、私もよくお聞きしております。その中で、あえて言わせていただければ、条例の中身が「防犯推進協議会の意見を聴くものとする。」ということですので、ああいう事案があったときは、やはり会議をすることじゃないでしょうか。何のために——今までなかった協議会を新たに町長はされたと思います。その辺は非常に前に進んだと思いますけれども、せっかく協議会がつくられたのであれば、そういう大きな事案があったときには、やはり開催をするべきじゃないでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

池田議員の再質問ということで、新潟の事件を受けて、町のほうでも防犯推進協議会を早急にするべきではなかったかという御指摘でありますけど、言われるとおり、そういったことに対して早急にしていくべきであったというふうに思っております。

一応町の考え方としては、大体7月ぐらいに夏休みに入る前にしようかなということで計画をしていた関係上、今回開かずに、7月頭ぐらいに開催をしようかなというふうに計画をしているところであり、今後こういったことがあれば、今言われたとおり、その事案に対し

での、例えば、先ほども子供の防犯に対することで質問があったと思いますので、教育委員会等とも協議をしながら防犯推進協議会の開催については考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私は当然開催するべきものだと思います。特に先ほど町長も言われました。危機感を持った行動をすべきということと言われましたので、やはり7月にするようになっていたから7月にしたというようなことにしかとれないと思います、今の意見だと。やはり何のための防犯推進協議会なのかですね。その中にビッキーパトロール隊も配属させていただいております。皆さんボランティアで一生懸命やられている中で、協議会はそれをまとめるのが協議会です。やはり協議会を開いてこそ、ビッキー隊にしる老人会の皆さんのボランティアで見守りをされている方などに注意喚起ができるのではないのでしょうか。その辺いかがですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

まずはやはり初動なんだろうと思うんですよね。当然この推進協議会を開かなければそういう対策ができないということでは多分ないと思います。先ほどからあったように、教育委員会ではそういう情報は覚知をしているわけですから、やはりそういう情報をきちんと関係者にお知らせをするような場であるとか、やはりまずは何というんですか、初動ですよね。やはりそういう対策はできていたんじゃないかなというふうに思います。

先ほど池田議員の御質問でいけば、防犯推進協議会を開くべきではなかったかというような御質問であったかと思います。もし開くべきではないかとお思いであれば、そのときにも御提案いただければ検討はしていたかもしれませんけれども、別に7月に予定をしていたから7月にしか開かないということよりは、そもそもそういう初動であるとか、そういう、何というか、事案に対する対応そのものがまだきちんとできていないものですから、やはりそこからやらないと、何か今度逆に防犯推進協議会をやれば、今回の事案に対する対策は

とったみたいなことになるのは逆によくはないなというふうに思います。

先ほどから感度というような話をしていますけれども、こういうのが起きたときに、とにかくやはり気づいた方がこういうことをすべきじゃないかとか、あそこは対策したらいいんじゃないかということ、まさに皆さんのお力とお知恵をかりてやはりやらないと、どうしても我々役所だけだと、そういう見落とし、思い違いというのがあるものですから、そこはぜひ御協力をお願いいたしたいというふうに思いますし、来る防犯推進協議会の中では、当然今の町の状況として、そうしたことも御報告をさせていただき、具体的なお知恵を拝借できればというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

何か私が言わなかったからとちょっと言われましたけど、ただ、私も防犯推進協議会の会員ではありませんので、会員というか、メンバーですね。ある程度の、例えば、ビッキー隊では会長さんがメンバーであります。一応私もビッキー隊の副会長をさせていただいておりますけれども、そういう意味で、行政主体というよりは、協議会は多分民間の方主体になっていると思います。そういう意味で私も開いたほうがいいんじゃないんですかという質問をしました。その辺はこれからいろんな事案によって検討をしていただきたいと思います。

次に行きます。

そこで、再質問をしたいと思います。

県の条例の中に、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止のための取り組みを定め、県民、事業者、地域の活動団体等と連携し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現していきますと書いてあります。我が町でも、町民、事業者に対する連携等でこういう取り決め等は何かなされていませんか。お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

池田議員の御質問ですけど、町のほうがそういった町内の事業所関係と防犯活動に対する連携というか、協議をしているかということの御質問ですけど、今のところそういったこと

は行っておりません。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

具体的に言いますと、例えば、高齢の方、老人の方に対しての見守りという形で郵便局とかで連携をされていると思います。声かけですね。だから、そういう意味での防犯に対して何か取り決めは事業者とされていないでしょうかということですけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

池田議員の再質問ということであった件で、私は事業所とは協定というか、結んでいないというふうなことを言いましたが、今言われたとおり、高齢者の見守りという関係で、郵便局とかほかの団体、あと3つの団体と協定を結んで、高齢者を見守りを独居老人の方とかの見守り協定はしておりますけど、防犯だけに特化した協議とかは町内の事業所とはやっていないというところであります。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

その辺は、ぜひ何か防犯に対しても検討をしていただきたいと思います。

続けて行きます。

第4条で、「町が実施する防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進のための施策に協力するものとする。」とありますが、自主的な防犯活動の推進のための施策に協力するというのはどういうことなのかお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

池田議員の御質問の町の防犯条例の第4条の中に、これは町民の務めというようなことで、自主的な防犯活動の推進のための施策に協力するということはどういうことなのかという質

間だと思えます。

これについては、町民の方が町を初め町内の各種団体等が自主的にそういった防犯活動をしているのに対して、町民の方は協力をしてくださいというものを定めたものであるというふうに認識しております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと私も今わかりませんでしたけれども、とにかく町のためというより町民安全、我が町を守るために協力するという形で理解をしてよろしいですかね。いかがですか、課長。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

町の防犯条例は、町民の方がみずからの安心はみずから守り、町の安全は各町民の方が協力して防犯意識を持ってしていただくというふうに思いますので、今言われたとおり、町民の方も町が行う各種施策なりそういったボランティアで自主的に防犯活動されている、その活動に対して協力をしていただくというふうなことではないかというふうに思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。ちょっと時間もありませんので、3つ目に行きます。

犯罪防止に配慮した整備。

平成20年期中の県における刑法犯の市町村別認知件数は4,331件で、我が町は35件あります。犯罪率は人口比率で前年の10位から12位と減少をしています。しかしながら、ことし4月末までの認知件数は15件であり、犯罪率は人口比率で前年の17位から4位と増加傾向にあります。

県の条例である佐賀県防犯の起きにくい安全で安心なまちづくり条例の中に、防犯カメラの適正な運用が項目として記載されています。具体的な施策としては、防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針の策定及び周知が示されています。

白石地区防犯協会でも、平成29年度に安全で安心して暮らせるまちづくりとして、白石署管内での防犯カメラの設置への支援が行われました。ことし5月22日に防犯協会の総会が開催され、収支決算書の中で事業費として防犯カメラ設置補助費45万円が支出なしで報告されていました。補助対象者は、自治会、商工会等の公共的団体で、対象経費は二分の一以内、上限15万円であります。今年度の予算でも、防犯カメラ設置補助費45万円が計上されていて、1基は白石町で予算化されると報告がありました。

そこで質問ですが、1. 白石地区防犯協会防犯カメラ設置補助金は、3町で均等に配分されるのですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、池田議員の御質問の防犯カメラの件ですけど、これは白石地区防犯協会です。昨年度から補助がついているわけですけど、この白石地区防犯カメラの設置補助金については、大町、白石、江北3町で均等に配分されるということで防犯協会のほうに確認をしております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。そしたら、2問続けて行きます。

2年続いたの予算化ですけども、3年目以降の予定はありますか。

我が町において、昨年、区長会等への希望をとられたと思いますが、問い合わせ等はありませんでしたか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、池田議員の御質問の、防犯カメラの補助金は来年度ですので、31年度以降も継続していくのかということでもありますけど、これも白石地区防犯協会の事務局のほうに確認で問い合わせをしたところ、予算的なこともありますけど、来年度以降も継続していきたい

というようなことで、いくとは言われませんでしたけど、そういった継続をしていきたいということでもあります。

それから、昨年、平成29年度の防犯カメラの設置についてですけど、昨年の6月に区長会で説明をさせていただきまして、希望調査をとったわけですけど、昨年度は設置までには至っておりません。問い合わせについては、1件電話での問い合わせがあったという状況であります。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、書いている分で最後の質問ですけど、先ほど1件とありましたけれども、問い合わせがなくても、犯罪の防止、抑制においても設置する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員のおっしゃるとおりだと思います。昨年度は最終的な申請がありませんでした。白石地区の防犯協会では、今年度改めて予算をつけられて、今年度も同様に補助をするということでありました。

それで、先日の区長会で改めて募集のほうは今させていただいているところではありますが、本当にどこが設置していただけるのかどうかは正直自信がありません。といいますのが、昨年度からこの補助金の制度が白石地区の防犯協会の補助金として制定をされたので、余り町の補助金なら正直がんはつくらんやったなというふうに思ったりすることもありました。

というのが、いつも自助・共助・公助という言い方をしますけれども、そういう中で、特にこういう防犯対策ということを自助とか共助のところで本当にお願ひしいものなんだろうかということをお正直思うわけです。というのが15万円の補助金ですけど、恐らく実際設置するためにはそれ以上のお金がかかります。そうすると、自治会とか商工会で当然残りの分は負担をしてもらわんといかんわけだし、その維持管理も今度、設置者がせんばいかんというようなことまで本当にしていただいて設置するものなのかどうかというのが、正直私

は甚だ疑問でございました。ただ、白石地区の防犯協会としてほかの町と一緒に連携してやっていることでもありますし、一応補助金の交付要綱も決まりましたものですから、もちろんこれでどこかしていただければいいけどなどは思っておりましたけれども、結果的に昨年度は手が挙がらなかったと。今年度、区長さん方も大分変わられましたので、その中で、じゃ、我こそはとって手を挙げてくれるところがあればいいですけど、制度の内容そのものは去年と変わりませんから、もしかすると、このまままだここからも手が挙がらないということになりはしないかなというふうに思います。

それで、先ほどから申し上げているように、我々は別にこの補助金の交付申請等交付事務をやっているというよりは、やはり町民の皆さんの安全をいかにして確保するかということが大事なわけでありますから、もしこの補助金の応募が今回も各区でなければ、やはり別の対策をとらねばいかなというふうに思います。

具体的には、町でも設置をする必要があるところがないのかなのかということやはり考えていかないといけないなというふうに思います。もし私が総務課長だったら、一応こういう補助金ができたとして、自分なりに町内だったらあそこにつけてもらわねばいかなとやなかかなと思うたら、やはりその区の区長さんのところにはもしかすると掛け合うかもしれないなと思います。そうすると多分言われると思います。うんにゃ、そがん言うたっちゃ、15万円もあと残りは出し切らねばいとか、管理はうちがし切らねばいって、ああそうですか、じゃ、いいですということじゃなくて、ははあ、やはりそこが実際設置をせんばいかなところに設置ができないネックだとすれば、それならば、例えば、あとの15万円は町で補助ばつけるようなことをそれこそ予算要求をするとか、もしくは維持管理については何かほかに方法がないのかなのかどうかとか、やっぱりもし制度を前提とすれば、いかに使ってもらうかということまでやはり踏み込んでやらないと、補助制度をつくりました、募集しました、ありませんでした、また来年も募集しますということだと、現実的に我が町の安全・安心は何ら一步も進みません。ですから、そこがやはり感性といいましょうか、我々のミッションが何なのかということをお我々がもう一度きちんと把握をした上で仕事をやっぱりやっていく必要があるかなということをおみずから反省をいたしているところであります。

結論的に申し上げますと、現時点では一応今年度もまた区長さん方には募集をしておりますので、その結果を見た上で、町として必要があれば、そこはまた別の対策をとる必要があるというふうに思っております。といいますのが、実は江北町で設置しているカメラも既に

あるんですよね。肥前山口駅南口の峰ビル、肥前山口駅北口の駐輪場、防災広場、これは寄贈者からいただいたものということの代表ですけれども、それと、肥前山口駅南北線のエレベーター、ここは既に町でつけているわけです。そういうことからいきますと、各区ではつきたいけれども、つけられないところがある、もしくは町として、ここにはやはり防犯カメラが必要だということがあれば、やはり町でつけることも検討をすべしと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、町長が言われたのは最後に聞こうと思ったことを言っていただきましたけれども、ちょっと重複して聞きます。

今の答弁の中にもありましたけれども、今回の白石地区防犯協会カメラ設置に関する基本方針の中で、要するに、設置の目的とか設置主体に関しては、やはり町が一緒になってお金を出すことはできないということですね。この条例から見ると。条例というか方針ですね。例えば、30万円かかって15万円防犯協会が出されて、その残りの15万円を町が出すとかいうのは、多分できないことかなと思います。わかりますか、言っていることが。防犯協会は上限15万円ということで、実際は残りの、例えば、20万円かかったら5万円は各区か自治体、要するに区の自治体ですね。（発言する者あり）ただ、これを読むとそういうふうに見えるのかなとちょっと思ったので、それやったら、もしそれが可能であれば、白石地区防犯協会とともに町から補助を出してもらいたいというのがありますが、もう一点。

それと、今、町長が言われた、もしそれができないようであれば、検討するというようなことを言われました。私も最後にそれを、安全で安心なまちづくりをするためにも、町のほうから設置箇所及び数を設定して設置に向かう姿勢をぜひ今回、町長のほうから言っていただきたいというのを希望しておりますので、その辺を最後をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

それは先ほど申し上げたとおりの認識であります。それで、先ほど白石地区防犯協会の補

助要綱上、できなくはないと思っているんですけども、万が一できないとすれば、できるように改正してもらえばいいわけでありまして、これも「自治会、商工会等」と書いてあるんですよ。この際、町が補助ばもろうて町でやるということだって、本当はあり得るんじゃないかなと思うんですけども、この要綱を前提にすれば、「等」の中には自治体は含まないというようなことらしいんですけども、それこそやはりつけてもらって何ぼだと思っんです、協会としても。ですから、そこはかなうならば必要な改正等もお願いをせんといかんかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、最後に、ぜひ検討は検討じゃなくて、検証、それから、研究でぜひ防犯カメラの設置に関してはしていただきたいと思っます。そういう心得でよろしいでしょうか、町長。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ですので、先ほどから申し上げておりますとおり、先日の区長会で、ひとまず今の制度を前提に募集をさせていただいております。ですから、その応募の状況を見た上で、必要な対策はぜひ町としてもやりたいということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、これで一般質問を終わります。

○西原好文議長

9番池田君の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩に引き続きまして、1番金丸祐樹君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○金丸祐樹議員

皆さんこんにちは。1番金丸です。きょうの朝髪を切りに行こうと思っておりましたが、月曜日だったので休みでした。今度9月の議会では髪をさっぱり切って臨みたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をしていきたいと思います。

住環境の改善についてという内容で一般質問を出しております。

我々江北町民が住環境の改善についてとても関心があるということを今回いろんなお宅を訪問して強く感じました。子や孫に誇れる江北町、子や孫が誇れる江北町、今後、この江北町を目指す我々にとって、この住環境の改善は最も重要なところではないでしょうか。今回、住環境の改善と申しまして大きなくくりですので、今回その中でも町民の中から要望が強くあった3カ所について、3つの事柄について一問ずつ質問をしていきたいと思います。

早速なんです、1問目、側溝のふたの老朽化による騒音、泥の詰まりについて。この箇所は町道上惣～新宿線、この箇所です。早速なんです、パワーポイントへ切りかえていただきますでしょうか。

(パワーポイントを使用)側溝の老朽化ということで町道上惣～新宿線を載せております。ここ皆さん御存じのとおり、東照寺から続きます町道、長崎街道です。1台車が通っておりますが、この両脇に側溝があります。ここはかなり道幅が狭いので、車が離合する際に側溝をどうしても踏んでしまうんですね。これは何が問題かという、この側溝、かなり昔に現場打ちでつくられたもので、ふたの幅がおよそ20センチ以上あります。これは区の方がどうにか中を掃除したり、改善をしようと思っても、なかなか難しい状況です。今この側溝のアップ写真をちょっと出しますが。

これですね、中でもひどい箇所を挙げております。ちょうどここにふたがあるんですが、大体この側溝の老朽化による崩れ、これ4センチぐらいあります。ここも2センチ程度の崩れ、このような箇所が、申しわけありません、長さをはかっておりませんが、おおよそ四、五百メートル続いているのではないのでしょうか。この側溝、住民の方ではどうすることもできないということで、行政の方に今後、改善対策をお願いしたいんですが、答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

1点お尋ねをいたします。

先ほどの段差の解消について行政で対策すべきということでしょうか。先ほど項目としましては、泥のたまりとか、騒音ということでありましたけれども、どの点をといてまいしょうか、対策すべきなのかということをご承知いただければ御指摘いただいたほうが答弁がしやすいかと思っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

この段差がついておまして、これは側溝のふたの下のほうにも車が通るもんで段差がついております。この段差がついていることによって深夜かなり騒音が起きるんですね、かたかたと。実際、私、車でこの側溝の上を踏んで通ってまいりましたが、結構長い箇所です音がするんですよ。この音によって夜十分に睡眠がとれない。また、その睡眠がとれないことによって、直接的な起因が何かわからないんですが、それで入院したりとか、かなり心痛されているようです。この側溝自体を正直かえてほしいという内容です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

金丸議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと現場打ちの側溝でふたに段差がついているということでございます。それについては、こちらのほうで確認をさせていただきたいと思っております。

それと、老朽化が激しいところについては取りかえをいたしますということで考えておりましたが、ちょっと現場の確認をさせていただきます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

この側溝の老朽化については事前に通告をしておりましたし、話をしておったと思うんで

すが。

それともう一点、過去にこの辺の住民の方からこの側溝騒音についても行政のほうに連絡があったと思うんですが、まだその確認はできてきないということですね。では、早急に確認対応をお願いしたいと思うんですが、今後その確認をした後にどのように改善されていくのかというのは少し説明をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

金丸議員の再質問にお答えいたします。

現場の確認をしてどのように対応するのかということでございます。先ほどお話を伺いましたところ、現場打ちの側溝だということでございますので、ふたをかえるにしても既製品で合うものかどうかというのもちょっとわからないもので、現場を確認した上で検討させていただきたいと思っております。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

補足で説明はできませんけれども、以前も申し上げましたとおり、やっぱり緊急に対応すべき事項についてはわざわざ一般質問で言っていたくらいならば、その前に個別に御指摘いただければ、こちらも議会を待たずとも対応ができますということを申し上げたことがあったと思います。逆に、だからこそというか、その上で、やっぱり一般質問で通告をいただいたのであれば、この場でその現場を確認させてくださいという答弁をわざわざきょうするくらいなら、事前に質問者である金丸議員にお尋ねをして、どの部分ですかねと、現場の確認させてもらえませんかねということをして、その上でこの場で、例えば、現場打ちということですから、なかなか既製品と取りかえますということは難しいんだなということは今思いました。ですから、逆に言うと、簡単に取りかえますと言えるのかどうなのか、やっぱりそういうところを検討して、きょうこの場でやはりお答えするということが、お互いやはり誠実に質問をしていただいて、また、こちらもそれにお答えをするということだと思っております。そうしないと、わざわざここで、その現場を見せてくださいというのを実際、金丸議員が今回の状況をそれこそ確知されて、実施対応するまでこれだけ時間かける必要はないわけ

でありますので、この不手際については私からおわびを申し上げたいと思いますし、大変恐縮でございますけれども、現場のほうですね、それこそ確認をさせていただいて、またお答えを別途、ちょっと議会の場でお答えができないのが本当に心苦しいんですけれども、させていただきたいと思います。

その上で、少し一般論になると思いますけれども、例えば、区長会なんかでは、一昨年度だったですかね、就任してからでありましたが、各区において道路の改良の必要な箇所をぜひ出してほしいと。例えば、拡幅なんかは一定の予算がかかりますけれども、そうでなくて、少しこの角をどうだとかというところは、我々も何か一個一個言われてからするというのも正直余り格好がいいものではないものですから、きちんと各区の状況を出していただいて、そして、申しわけないんですが、優先順位をつけさせていただいて、そして、計画的に財源と相談しながらやらせていただくというのが自分のやり方だと思ったものですから、平成28年度に実は一度各区の区長さんを通じて各区内の道路の改良改善箇所については照会をさせていただいて、もちろんその回答もいただいております。かなりの数になりましたけれども、当然それでいただいたものについては、先ほどから申し上げたように、財源のぐあいを見ながら順番をつけてさせていただくということでありまして。今回の箇所がその上でさらにと、そのときには要望が上がっていなかったけれどもということであれば、再度改めて各区の区長さんには照会をさせていただいて、把握をして、やはり町全体でそこは確認をせんといかんことやなかかなと思います。

それで、金丸議員からは、日常生活に支障を来しておられる方もおられるということでありまして、やはりそういうところは当然優先順位も高いということになりますし、ぜひ区にもう一度こちらからきちんと照会をさせていただきたいと思いますが、28年度に一度照会をしてひとまず順位づけもしているものですから、だから、そこはぜひ各区におかれても、またこれもこれもということで、後々にならないように一度きちんとやはり各区でも検証していただきたいと思います。ただ、この箇所については、今回御質問もいただきましたので、議会の終了を待たずともお時間があられるようであれば、ぜひ立ち会いをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸議員ちょっと待ってください。（「はい」と呼ぶ者あり）泥だまりについての答弁も

きるか。（「それは今から」と呼ぶ者あり）今から。いいですよ。金丸議員。

○金丸祐樹議員

この泥のたまりなんですけど、どのみちまだ確認をされていないということなので、わからないと思うんですが、これ側溝を取り外せる状況ではないですので、この泥のたまり、これは区で掃除することができないんですよ。本来ならば区の方がそういう日にちを決めて皆さんで掃除をするんでしょうけれども、この泥のたまり、これは多分側溝、今後、改善がされて取りかえられるまでにかなり時間がかかると思います。でも、現在その泥がたまってしまって、大雨のときなんかは山のほうから雨が降ってしまって、どうもあふれ出るみたいなんですよ、場所によっては。この泥のたまりについては、今後どういうふうにしていくべきなのか、答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

金丸議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと一般的なことなんですけど、町道の総延長というのが100キロメートルほどございます。それに付随する側溝の延長もかなりの延長があるわけございますけど、町で清掃するにもなかなか行き届かないところがございます。

それと、道路だけではなくて周辺を含めた雨水の排水路ということでもございます。泥が詰まっているから側溝の清掃をとということで区から申し出を受けた場合は、役場にふたを持ち上げる器械というのかな、器具があるんですけども、これを使ってお願いしますということで今やってはきているんです。ただ、泥のたまりが激しいところとか、ふたがあげられないとか、地元で対応ができないというところにつきましては、町で対応したところもございます。基本的には区の皆さんでお願いしたいと、こう思っているところでございます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

そのふたを開ける器械みたいなもの、これは人力ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）人力で挟んで上げるものですか。（発言する者あり）てこで上げる格好ですね。この側溝、恐らく人力で上がる代物ではございません。泥のたまりによってかなり悪臭もしているんですよ。

先ほど町内100キロメートルですか、こういう側溝があるところは。それで、もちろん優先順位等もあったりして、区の方で自主的に掃除をされていると思うんですが、100キロメートルあるからどうのこうのではなくて、この区の方々に、じゃ、どういうふうにして行政とこの区の方々とこの側溝の中の泥について対応をしていくのか、そこを考えるのが多分価値のある行政の仕事だと考えますが、そこはどうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

金丸議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと現場確認をさせていただきたいと申し上げたところだとございますけど、泥のたまりにつきましても、ちょっと申しわけありません、現場の確認というか、それをさせてください。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私、かつて佐賀県庁職員をしておりましたときに、3年間、佐賀土木事務所に勤務をいたしておりました。管理課の管理係におりましたものですから、県道の管理も含めて担当いたしておりました。

実は県道の側溝というのは県で管理をします。なぜかという、もともとは道路の側溝なものですから、道路に降った雨水以外は流れようがないわけなんです、本来は。ですから、当然、県道ですから県で管理をしていました。ところが、市町村、小さな自治体の町道なんかは必ずしも道路の雨水のための側溝だけではなくて、例えば、場合によっては、今は町内はそうないと思いますけれども、生活雑排水を流したり、もしくは各お宅の雨水が流れてきたりしています。そういうこともありまして、私、自分の佐賀県庁時代の県道の管理の考え方と同じにはやはりできないなとも思っております。そういう中で、できますならば、やはり各区でそれぞれいろんな、何というんですか、地域活動を行っていただくことの中で、そうした側溝の清掃もお願いできればとは思いますが、ただ、お願いをするからには、言ってみれば区で対応していただけるような施設であるのが前提なわけでありまして。

午前中も三苦議員から、農村公園の管理のあり方について御質問をいただきました。本来

ならばきちんと条例があるわけですし、指定管理の手続をさせていただいて、従来のような管理お願いをすべきなわけですけれども、今のような遊具が危ない、老朽化しているままでやはり管理をしていただくというのは、管理をしていただく側としては、やはりそれはいけないことじゃないかということと同じでありまして、基本的な考え方として、例えば、その地区の方だけじゃなくて、もう今はかなり車の車両が多いような場所もあります。例えば、ジャスコ裏の町道であるとか、あそこは必ずしも区の方たちだけが使われるわけではなくて、恐らく全く違うところから違うところに行かれる方たちが移動で使われたりしているようなところもあるんだろうと思います。ですから、先ほど建設課長が申ししたのは、あくまでもケース・バイ・ケースではあるけれども、一番基本的な考え方としては、やはり区の地域の維持管理の中でお願いできればと思いますが、ただ、それをお願いするに当たってはきちんと区で維持管理ができるような施設になっておくのが前提だと思っておりますから、もしかすると、何人か寄ってたかって何時間かかければ1つぐらい側溝のふたはあくかもしれませんけれども、それができるからといって区でお願いできるというものではないと思っております。

ですから、大変申しわけないんですけれども、先ほどから御指摘いただいている側溝の現状がはっきりしませんから、これ以上申し上げられませんが、基本的な考え方はそういう考え方でいく必要があると思っております。

その上で、例えば、今後ここをやりかえをするということであれば、やはり区で対応ができるように、容易に維持管理といたしましょうか、ができるようなやはり構造としてやりかえるなら、やりかえる必要があるのじゃないかと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

私も町民の方から要望を受けたのであれば、その内容を一般質問に出して答弁をいただき伝えたいと思いますので、今回現場をまだ確認されていないようですので、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、私も立ち会いますので、現場を立ち会いのもと確認をして、今後どういうふうにしていくべきなのかを再度検討していただき、また、その区に住む方々にも区長さんを通じてでも説明をお願いしたいと思います。この1問目については以上です。次、行っていいですか。

○西原好文議長

はい、どうぞ。

○金丸祐樹議員

2問目は、道路の再点検と今後の課題。場所は町道城ノ井樋～東分線、そしてもう一点、畑川～南郷線の2点であります。今回、道路の再点検も住宅環境の改善という大きなくくりの中に入れております。では、画面を切りかえてください。

(パワーポイントを使用) 2問目で、住宅地通学路等の再点検と課題。町道城ノ井樋～東分線、畑川～南郷線ということで載せております。畑川～南郷線は後から出てきます。

ここ白石から207を通ってきて江北のほうに向かう線でございます。右折して城ノ井樋～東分線に向かう道、ここは通学路になっておりまして、横断歩道があります。ここですね、まず、この2問目の質問で1点目聞きたいのが、この横断歩道の長さなんです、これは江北の34号線のバイパスに匹敵するぐらいの長さだと思いますが、ここの間口の広さ、ここについて、私、長過ぎて危険だという認識をしているんですが、ここについてまず答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長(坂井武司)

金丸議員の御質問にお答えいたします。

町道城ノ井樋～東分線と国道207の交差点の横断歩道につきましてですけど、こちらにつきましては、昨年の通学路合同点検の対策必要箇所として上がっていたところではございました。長さについてというところですが、確かに城ノ井樋のほうから参りますと、右折レーンと左折レーン、とってありますし、反対側には逆方向の車線をとってあると、3車線とってあります。言われますとおりに、非常に長い交差点ということで思います。去年、信号機も横断旗もなく危険ということで、横断旗の補充をされております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

済みません、多分質問の仕方が悪かったと思います。その横断旗の補充等ではなくて、こ

の長さについて、済みません、単刀直入に言いますね、この横断歩道の長さなんです、ここを自転車で通る学生あたり、小学生の子供たち、右折車両、直進車両ありますが、ここはかなり朝、通学、また自転車で通勤する方、自動車が行ってしまうのを待っているんですね。これは日曜日の午前11時の話なんです、大体1分に60台ぐらい車が通ります。恐らく子供が通学する7時から7時半、そのぐらいが多い時間ですかね、8時ぐらいまでですか、多分100台以上超えるんじゃないでしょうかね。その中で、私、ここを朝確認してみました、子供たち、車が行くのを待っているんですよ。車がやっと思ったかなと思ったら、ほとんどの小学校がここを走って通っています。走っているときに、じゃ、仮に転倒でもして車にひかれたら、もう大ごとですよ。先ほど言いましたけど、単刀直入に言わせて、この横断歩道自体を短くすることはできないでしょうか。もともと建設課の話では、ここが広くなった理由は、これはたしか延長線上、西のほうの延長線上にも道が恐らく通るという内容だったと思います。この長い横断歩道では、渡る子供たちがかなり危険な状態になるんじゃないかと考えております。その上で、答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

金丸議員の御質問にお答えいたします。

横断歩道の長さを短くできないかということでございます。こちらにつきましては、ちょっと接続する207号線との取り合いもございまして、警察との協議も必要になるかと思っております。その件について短くできるとかということは今のところお尋ねはして見ますが、こちらの交差点については、御指摘のとおり、ちょっと危ないなというところで地元とも話をしたいと思っておりますが、地元のほうから信号機の設置要望を提出していただいて、信号機の要望ができればと思っただけなんですけれども。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

これは以前話が出たんですが、信号機の設置というのは、なかなかたしか難しかったんだと思います。これは間口はかなり広いんですが、もともとこの道、城ノ井樋線ですね、この間口はこんなに広くなかったと思います。先ほど課長が答弁されましたように、警察の方な

り相談をされるということでしたが、私も、何とかな、道路の専門的知識はないんですが、これは実際、警察の方を連れて行って、行政の方みずからこの現場に行ってもらって、この横断歩道の安全性を高めるために何か手を打っていかないと、いずれ事故が起きるのではないかなと思います。

それともう一点あるんですけど、いいですか。

○西原好文議長

どうぞ。

○金丸祐樹議員

(パワーポイントを使用) これはその横断歩道を今、軽トラが左折をしております。白の軽、これは白石から来た白の軽が右折をしております。もう一台後ろにいるんですが。この軽トラックの南側ですか、ここにトラクターが1台見えるんですけど、これはちょっと左折をしているのか右折をしているのかわからなかったんですけども、こういう状況が朝かなり見受けられました。これは、今済みません、見にくいんですが、左上のほうは自転車の学生です。手前のほうは通学中の小学生ですね。これはちょうどこの軽トラの右上にある軽自動車、これは右折をしているんですが、今ちょうど死角になって見えないと思います。向こう側の自転車の学生、これも何とかな、トラクターの死角になって見えないと思います。これは信号があったりすればいいんですが、まず、この間口が広いことと、この白の右折車両ですね、ここに一旦停止、一旦停止ラインは引けるかどうかわかりませんが、ここは2車線に最後多分なっていると思います。この停止ライン、一旦停止ラインかどうかわかりませんが、停止ラインは消えているんですよ。消えてしまって、この辺の、ここに今、車がいるんですが、この位置からかなりのスピードで間口が広いためにびゅっと右折をして入ってくるんですよ、この城ノ井樋線に。ここに白いラインが少しあるんですが、恐らくはこの斜めのライン、ここまで行って一旦とまって右折をするというのが一番安全な渡り方と思うんですが、この辺の位置からかなりのスピードで行くもんですから、小学生、学生もその危険さがわかっているんでしょうね、かなり待っている状態なんですよ。この辺の、何といたしますか、道路標識というか、道路にペイントされている線ですね、この辺の改善についてはどうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

金丸議員の御質問にお答えをいたします。

白石方面から右折するほうの——（「はい」と呼ぶ者あり）車に対してということ（「左折も」と呼ぶ者あり）左折もですね。交差点の中に停止線は多分無理じゃないかなと思います。今、軽トラックの後ろあたりに青いカラー舗装が見えていますけど、あの青のカラー舗装はどういう意味かとちょっとお尋ねしたことがあったんですけど、これは佐賀県独自の取り組みだそうで、そういうカラー舗装で交差点の注意喚起を促すということで、ああいうふうにされているということではあったんですけど、交差点内での対策といえばそのカラー舗装ぐらいしかちょっと思いつかないんですけども。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

大変申しわけないんですが、多分これ以上御質問をいただいても、これ以上多分なかなか答弁はし切れないんじゃないかなと思います。というのが、どうしても我々役所の人間というのは一般質問で質問を受けると、その質問の答弁をせんばいかんと思うわけですよ。もっと言うなら、答弁を書かんばいかんとか。でも、そうじゃなくて、やはり質問というのはいろんな町の課題であるとか、こういうふうに改善をせんといかんような我々が気づかない箇所の指摘だと思えば、答弁を書くんじゃないでそれに対応をせんといかんのです。ところが、どうしても答弁を書くということになるものですから、小手先のことで終始してしまうというのが、いわゆるお役所仕事というものだと思います。これは我が江北町だけではないと思うんですけどね。

だから、そこを、何というんですか、そうじゃなくて、今回一般質問を契機に、ここの城ノ井樋～東分線と国道207号線の交差点の安全対策の必要性を指摘いただいたと思えば、またお答えのしようも多分変わってくるんだろうと思うんですけども、ともすると、特に、何というのかな、御質問の中でも個々具体的なことをおっしゃることが多いものですから、先ほどみたいに、例えば、ここの横断歩道の間口を狭められんかということと言われるものだから、その狭められんかということに対して、いや、それはということになるわけですけど、少し俯瞰してみれば、多分、金丸議員がおっしゃっているのは、この交差点の歩行者の安全対策をどうにかせんばいかんということをおっしゃっているんだとすれば、必ずしも間

口を狭めるだけが方策じゃなくて、信号機の設置であるとか、それ以外にも方策があるんだろうと思います。先ほど建設課長の報告の中で、横断旗の旗をふやしてというのがありますが、それは多分安全対策としては今度は不十分という御指摘を受けることになるんじゃないかなと思います。

世の中にウォンツとニーズという2つあるそうでして、ウォンツというのは具体的な、あそこに、例えば、電気ばつけれ、この横断歩道を狭めろというのがウォンツなんですけど、ニーズというのはもう少し一般化してというのか、抽象化してというんですか、この安全対策をどうにかすべしというのがニーズなんです。どうしても、特に住民の方なんかからはウォンツをいっぱい言われるわけですね、あその場所ばどうせろ。ところが、必ずしもその方がおっしゃったとおりにするんじゃないんですけど、もともとのそのニーズというんですか、安全対策であるとか、例えば、何か機能の向上であるということではできると思うんですね。そこをどうしても、我々もウォンツをウォンツでお答えしようとしているものですから、なかなかやれそうにないものだから、何かうやむやになるということだと思うので、今回の御質問は国道207号線と町道城ノ井樋～東分線の交差点部の安全対策の必要性があるんじゃないかという御質問であるなら、私はあると思います。その方策については、大変申しわけないんですが、今ここでこういう対策をとりますということを申し上げるほどの検討ができていないんです、本当に申しわけないんですが。

ただ、私は、直感やはり本当は信号設置が一番いいんじゃないかなと思います。ただ、信号設置もさっき簡単にじゃないかもしれませんが、点滅信号をつけるときがありますですよ。先日もNHKだったと思いますけれども、結構この点滅信号というのがかえって危険ということらしくて、そういうことも踏まえて、やはり議論をせんといかんと思うし、残念ながら信号機はうちでつくるものではないものですから、当然我々町として、ここはやっぱり信号機が必要だということであれば、そこはやはり警察にきちんと強力にお願いをすることをせんといかんと思います。もちろん、信号機がつかないほうがいいという方もおられるかもしれませんが、周辺の方で。ここじゃないかもしれませんがですね。ですから、当然地元の方にもいろいろお話をさせていただかんばいかなと思いますけれども、私が今考えられるとすれば、やはり信号設置が一番効果的な対策なんじゃないかなとは思いますが、そこはそれを確約するというよりは、この交差点部の安全対策はきちんと対策を考えさせていただきたいという答弁で御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

ウォンツとニーズわかりやすい答弁ありがとうございました。ただ、我々議員が一般質問を出す際に、恐らく町民の方からの要望、ウォンツですね、そのウォンツに沿って書いてしまう、質問してしまうというのがあると思うんですよ。何でかという、そこで住民目線にどうしてもなってしまう。じゃ、自分を置きかえたときに、自分の家の前の横断歩道はどうなのかと書いてしまうんで、一般質問をこういうふうに我々議員が出すとするじゃないですか。そのときに、ウォンツ目線といいますか、じゃ、住民の方は一体どのような箇所が危険でどのようなことをしてほしいのか、その周辺も含めて一般質問、答弁する際は検討をしていただければ、町民の方にわかりやすい答弁になると思います。次、行っていいでしょうか。

○西原好文議長

畑川～南郷線の。（「はい」と呼ぶ者あり）金丸君。

○金丸祐樹議員

（パワーポイントを使用）この2枚の写真なんですが、畑川～南郷線の3差路のところがあります。ここ右側、済みません、右の写真の少しここ、何か植木がありますが、庭の植木がありますが、ここ右側、お店があるんですね。ここのお店目の前にスクールゾーンといますか、通学路があります。ここ畑川から白石のほう、南郷のほうに向かっていく道がありまして、今ちょうどここ白の自動車が2台。これですね、両方とも見えて危険だと思ったんですが、どっちとも、これはちょっと今静止画像なんでわからないんですが、一旦停止と申しますか、とまらないんですよ。一旦停止ラインもないです。この右側の車なんですが、ここ道路の端のほうに白いラインがもともと引かれていたと思うんですが、ここも多分消えてしまっていないんですよ。

それと、もう一点ですが、ここ畑川線から真っすぐ南郷のほうに抜ける、この民家の前に小道があるんですが、結構な車がここを通ってこの道を抜けていくんですが、このラインが切れたりする箇所というのはかなり町内探してみるとたくさんあるんですよ。今回はこの畑川～南郷線の2枚の写真で、こここの箇所だけについて指摘を受けたので載せておりますが。今後、このラインであったりとか、一旦停止、また、こういうふうな進入をしたら、おおよ

そ危ないだろうなど、交通事故につながるんだろうなどという箇所についての再点検、また改善ですね、ラインを引いたり。今後どのような感じで行政として対応していくのかの答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

一事が万事、多分これから御指摘をいただければいただくほど多分こうしたことを申し上げないといけないと思うので、（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）そこはちょっと総括的に申し上げたいと思います。

私もここは危なかなと思っていたんですよ。というのは、一旦停止になっていないんですよ。先ほど線が消えているというのは外側線といいまして、杵島商業のほうから下ってくる道路の外側線なんですね。だから、一旦停止の、要は警察の規制がここはちょっとかかっていないと。もちろん地域の方は皆さん御存じですから、当然自分の命が一番大事なもんだからもちろんとまられますけれども、多分ここは規制そのものがどうもかかっていないようであります。御存じの方ばかりだといんですけども、やっぱりそうでない方が来られると、特に夜なんかはわかりませんもんですから、近くの副町長の話によると、何年か前は、これはそのまま真っすぐ突っ切って田んぼに落ちられた方もおられるという話でありまして、実は通行規制がかかっていないんです。それと、おっしゃったように、左側の民家のところですよ、これも杵島商業のほうから来ると、よく大きな交差点で左折だけ先に回るようなところがあるじゃないですか。あそこかと思って、こっちから行くのが正解なのかと思うと、実はそうではここはないんですよ。ですから、誤解をされた車と当たり前回った車で実は事故が起きかねないという状況であります。ですので、一番最初に御指摘いただいた207号線の城ノ井樋～東分線の交差点、そして、ここの畑川～南郷線の交差点、それともう一つ、ちょっと自宅の近くで言うのも恐縮したんですけど、ちょうど江北木材のところも、あそこも今、信号機がありません。今はまだ近隣の方だけがお使いだからそれほど危なくないのかもしれませんが、また、あそこから先には今度保育所もできます。そして、今度また新しい商業施設ができるやに聞いておりますし、その先にはみんなの公園もできます。そうになると、多分初めて通られる方もかなり多くなるんだろうと思うんですよ。そのときに、やはりあそこは何となく皆さん知っている方同士なもんだから、何かあうんの呼吸で住んで

いるようなところがあって、あそこは一旦停止はあるんですけどですね。ですから、そういうふうにはやはり、今どきの視点で見て危険な場所というのがやはり町内にはあるんだろうと思うんですよ。ここはきちんと点検をして、やはり対策をとっていく必要はあるなと思います。

午前中にも平成の大合併の荒波をみたいな話をしましたけれども、おかげさまで先輩たち、先人たちが、例えば、バイパスの整備であるとか、こういう大きな町道の整備ということはしてくれましたから、民間が主導したいろんな開発がここまで進んできました。ただ、今度その上で、これだけやはり都市化をしている、または町外からたくさんの方が住んでいただいているといったときに、果たしてそういう方たちの生活に耐え得るような基盤まで今整備ができていだろうかということ、実はそこはまだできていないんじゃないかということ、近所の方がいつも知っている道としてお使いになるだけなら、もしかすると事故は起きないかもしれませんが、町外から新しい方が住まわれたり、もしくは町外から何かの用事で江北町に来られたりするとき、初めて通られる道路として考えたときに、やはり本当に安全が確保できているのかということ、きちんとそういう新しい目線で、今どきの視点で点検をする必要があると思いますので、そこはきっちり点検をしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

総括的にしっかり点検をしていくということで答弁をされましたので、この質問は終わります。次、行っていいですか。

○西原好文議長

はい、どうぞ。

○金丸祐樹議員

3問目なんですけど、34号線、大型トラックの夜間規制について質問をしております。一度画面切りかえてください。

(パワーポイントを使用) 34号線、大型トラックの夜間規制ということで表題をつけております。この写真、大町方面から34号線を佐賀方面に行っておりますと、江北のバイパスに

上る道があります。あの左側に役場の前を通っていく県道があります。の県道に大型トラックが深夜通行しているんですね。この深夜通行することによって、その風圧ですとか、風圧による建物ががたがたと音をしたりとか、騒音ですね、住民の方が困られております。その中で、ここに看板があります。大型トラックはバイパスへ回れ、江北町、国土交通省、白石警察署、3つ名前が書いてありましたが、この先にももう一枚同じ看板があります。この規制という概念なんです、恐らくここは通ったらいけないという区画でないと思います。この規制について、住民の方からすれば夜この道を通らないでほしいと。せっかくバイパスの道があるんだからバイパスを行ってほしいと。これは非常に住民の方から、じゃ、どういふうにしてここを深夜トラックが通らないようにすべきなのかというのはわからないと思うんですよ。今回一般質問を出した理由は、この道路を警察の方と協議をしながら、トラックの会社の方々と協議をしながら、何とか規制というよりも、夜8時から朝方の4時までには通らないということにすればいいなと思うんですが、この辺について、一般質問を出していただきましたので、今後どのようなこの住環境対策をされていくのか、答弁をお願いしたいです。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

金丸議員の御質問にお答えいたします。

まず、34号線の大型トラックの夜間規制についてということで、先ほどおっしゃられていましたように、国道34号の上り車線側、杵島魚市場付近ですけど、大型車はバイパスへ回れという縦看板が2カ所、ほかにも看板が1カ所設置をされております。また、下り車線側ですけど、上惣交差点の東側にも縦看板が3カ所、それと、ほか看板が1カ所設置をされております。この看板につきましては、平成13年ごろに同じような苦情があつて設置をされておるわけでございますけれども、当時、警察に相談したところ規制はできないということで国土交通省に許可をもらって設置をしたということでございました。下り車線側の縦看板は樹木の陰になっているところもあつて見えにくいというのがございますので、伐採をお願いしたいと思つておるところではありますけれども、全体的に看板自体が古くなつてきているということもあつて、目立たないと思つたしますので、目立つようにできないか考えていきたいと思つた。

また、通行規制ができないかということにつきましては、もう一度警察のほうに確認をし

ていきたいと思えます。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

縦看板については、夜間は全く見えないと書いておりますが、これは今後、国土交通省ですか、そこをお願いして、夜中反射して見えるような看板を今後検討していただくという答弁でよかったですかね。（発言する者あり）ここの規制なんですけど、規制をするのは非常に難しいと思えます。ですので、先ほど私が質問をしたように、警察を通じて行政の方も一緒にそのトラックの会社になるべく上を通ってもらうような感じの話し合いはできないかという質問でしたが、答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

金丸議員の御質問にお答えいたします。

県にはトラック協会なんかがありますから、なかなか個別の事業者さんにとというのは難しいかもしれませんが、そういう業界団体というのがありますから、そういうところに申し入れをするということはできるかなと思っております。先ほど建設課長が言いましたように、実は私もちょっと先輩にお聞きをしたら、以前にも近隣の住民の方から苦情があって新聞沙汰にもなったぐらい問題化をしたそうであります、当時、高架のほうに車が行かなくてですね。それで、規制ができないかということで当時研究もしていたようですけども、最終的にはできないということで、強く申し入れるという意味でのこういう看板が設置されたやに聞いております。なかなか規制をかけてもらえますとは、私もちょっと実現可能性がどこまであるかはわからないので言えないんですが、ただ、少なくとも平成13年ごろに警察に言うたらでけんと言われましたということの後生大事に今からずっとできないだろうと抱えているというのはいかがかと思えますし、やはり人も変われば時が変わる、状況も変わりますから、やはり特に今は江北町は交通事故が多い町ということになっているものですから、やはりそういうこともお伝えをして、本当にできないのかということをやはりきちんと相談をする必要があるんじゃないかなと思えます。そこは建設課長も最後にそう申し上げました

ので、改めてということでもありますから、そこはやはり強い意気込みで申し上げる必要があるかなと思っております。

それで、佐賀側と武雄側から両方34号の信号を嫌って、特に夜間大型バスが旧道のほうを通るといふ現象が、恐らくまた最近ふえてきているんだろうなと思います。それと、もう一つふえている要因としては、今度県道江北～芦刈線からセブンイレブンのところをバイパスに行かないで、そのまま旧道のほうを通っていく車もあるようでもあります。というのが、その沿線の方から直接私も言われたことがありまして、夜に大型車が旧道のほうにバイパスから行って通っているということを言われました。ですので、言ってみれば、以前は東と西2カ所だったんですけれども、その入ってくるところが。今は県道江北～芦刈線のほうからもやはり入ってくるということもあるのではないかと思いますので、そこもやはり対策をとらんといかんなと思います。

それともう一点、それこそこの4月に議員の皆様にも入っていただいて、多久～江北線のバイパスの促進期成会を結成いたしまして、県のほうにも要望活動をいたしました。残念ながら今のところ多久方面から大型車が仮に来るとした場合には、今はまだ魚市場からの前の真っすぐの道ができていないもんですから、結局、この旧道のほうを通らざるを得ないという現状もあると思います。ですから、そこはやはり早期に県道多久～江北線のバイパス事業を今の魚市場からの道路をさらに延伸をしていただいて、少なくとも多久方面からの車は34号の高架のほうにそのまま乗ってもらえるようなやはりそういう整備ということも必要なのではないかなと思います。これについても、先ほどから申し上げているように、やはりニーズとしては必ずしも全ての舗道が整備されているとは言えない現道の県道多久～江北線に大型バスが流入するということについては、やはり対策をとる必要があると思います。

それと、済みません、その前段で207号と城ノ井樋～東分線のお話がありました。これをニーズだと考えると、もちろん信号設置とかいろいろハードの方法もあると思いますけれども、もし、本当に危険であれば、ひとまずは通学路を変えるというほうが先かもしれないなと思いました。今は207号をそのまま上ってきて学校入り口から多分通学をしていると思いますが、そのまま共乾のほうに行けば、ここの交差点部よりは幅員は狭いもんですから、もし、ここの交差点部よりは安全だとすれば、そちらを通学路にするという実はソフトの対策もできるという意味で、やっぱりニーズにどう応えていくかというのは、やっぱりいろんなバリエーションを考えないといけないし、すぐできるものもあればすぐはできないも

のもある。お金がかかるものもあればお金がかからないものあるという、やはり総合的にそのニーズへの対応ということをする必要があると思っておりますことをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸君もう時間ですので。

○金丸祐樹議員

町長の答弁で、総合的にニーズに対応をしていただけるということなので、今後、町の対応対策に期待をするところではありますが、冒頭申し上げましたように、この住環境の改善、自分の住んでいるところの身の回り、よりよい環境、これは何というのかな、自分たちが住む上で子や孫に誇れる江北町、子や孫が誇れる江北町、つくっていく上で本当に大事なものだとは考えております。この町民の奉仕者である我々議員、そしてまた行政の方々、町民の方々、三位一体となってよりよい町、江北町を皆さんの力で手繰り寄せていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります

○西原好文議長

1 番金丸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時40分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

2 番 淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○淵上正昭議員

皆さんこんにちは。淵上正昭です。

それでは、通告に従いまして、中学校の道徳教科化への対応について、それと J R 長崎本線橋梁付近の堤防高不足等に対する防災対策について、これは再度問うということで、この 2 問をお伺いいたします。

まず、中学校の道徳教科化への対応についてお伺いをいたします。

平成27年3月、学校教育法施行規則の一部が改正され、これまでの教科外活動として行われていた道徳時間が特別の教科、道徳として、小学校では平成30年4月から実施をされております。中学校では平成31年度から実施されることになっています。

この教科の難しさは、人間の生き方には正解はない中で、学級担任が原則として指導し、評価をするということです。このことについて、保護者の中には戸惑いや不安をお持ちの方もおられると思いますので、それを払拭していただくために、次の3点についてお尋ねをいたします。

まず1点ですが、教科外から教科に格上げされた主な背景と、それから教科となったことによってどのように授業内容が変わるのかをお聞かせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

淵上議員の御質問にお答えします。

まずは教科外から格上げされた主な背景ということですが、平成25年1月に教育再生実行会議が設置されました。その会議の中で、いじめ問題等への対応については、現在行われている道徳教育は指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあると指摘されました。これを受け、平成28年12月ですけれども、同教育再生実行会議の中で道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化することを提言されました。このことが背景でございます。

また、教科となってどのように授業内容が変わるかでございますけれども、まず変わった点が2点あります。道徳の教科書がつくられたということです。これは前までは出版社等がつくっている副読本を使用していたわけですが、これからは文部科学省の検定に合格した教科書が使用されるということです。

それから、評価が必要になるということで、他の教科と評価方法が当然違ってくるわけですが、そういうことで特別の教科ということで言われております。

ということで、授業の内容は、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、考え、議論する道徳へと授業内容が変わってきます。今までは豊かな心を一人一人の内面にためていくということを重視していたわけございま

すが、これからはもっとみんなと話し合いながら磨き合っていく、そして実践へつないでいくというようなことになっていくということでございます。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ありがとうございました。

それでは、小学校では学級担任が全ての教科等を指導することが一般的ですので、道徳が教科化されたとしても、担任が指導に当たることはごく当然のように思いますが、中学校では数学の免許を持った方が数学を教えると、あるいは国語の免除を持った方が国語を教えると、そういった教科担任制であります。本来なら、教科になるので、専門の教師が担当することが考えられますが、道徳科の免許状がないこともあり、学級担任が原則として指導することになりますので、教師は今まで以上に多様な指導方法の工夫が求められるんじゃないかというふうに思います。

そこで、スムーズに道徳科に移行できるために、先生の指導体制はどういうふうになっているのか、県からの指導があるのか、江北独自でされているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

淵上議員の再質問にお答えします。

教職員のスキルの問題になると思いますけれども、まず、県では研究指定校を定めて、この学校において、各地区の小・中学校から先生方が来ていただいて、新しい指導の仕方とかを研さんされるということでございます。

それから、各学校には道徳推進員を定められております。推進員を中心に全職員のスキルアップに努められたり、また、西部教育事務所のほうに指導を依頼されて、そちらのほうから校内研修会等を開催し、指導の研さんを深められるということです。

また、教員個人個人でスキルアップを図りたいという先生方は、教育センターの講座に参加されて、そこでまたレベルアップを図られるということでございます。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ありがとうございます。

今、答弁の中にはいろいろと県も先生に対する支援がなされるということでございます。そういうことで、先生にはなれない道徳の評価を担当するという、ある意味重い責任を負うということになりますので、今後ともしっかりと支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

先ほどの答弁の中にも評価というお話がありました。ですので、次の2点目の評価についてお伺ひしたいと思います。

道徳が教科になりますと、評価が気になり、本音が言えなくなったりして、息苦しい学校生活にならないかと心配される方もおられます。

そこで、評価する事柄や評価の方法はどのようなものなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

淵上議員の御質問にお答えします。

まず、評価でございますけれども、特別の教科、道徳における評価については、数値化などによる評価は行わないで、個人内評価で学習の状況や道徳性において成長したところを文章で示し、子供たちを認め、励ます評価をするようになっております。個人内評価と申しますと、子供のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、子供の発達段階に応じて励ましていく評価でございます。

国語とか数学とかは指導したことをどれだけ身につけてきたかを数値で評価するものがございますけれども、特別の教科、道徳においては、本来持っているよりよく生きようとする心をどれだけその子供らしく伸ばしているかを見ることとなります。

最後に、評価の方法ですけれども、授業中の発言、友達との話し合いの様子、記述したノートやワークシートの内容、自己評価等を参考にしながら、その子の伸びた面を中心に記

述していくということになります。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ありがとうございました。

数値ではなくて、記述式ということで評価をされるということでございます。

もう一点だけお聞きしたいと思いますが、学歴が重視される社会にあって、道徳が高校受験の内申書ですか、内申点といいますか、の対象になるのではないかというような心配をされる方もおられます。そういうことで、内申書ですか、調査書といいますか、これはどのような取り扱いになるのか、その辺をお聞かせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

淵上議員の御質問にお答えします。

高校入試の際の調査書の件でございますけれども、道徳教科における学習状況や道徳性にかかわる成長の把握は、各教科の評定とは基本的な性格が異なるものでございます。そのことから、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定には活用しないということになっております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ありがとうございました。

合否に関係ないということでございますので、一応安心をいたしました。

それでは、最後に教育長にお伺いをいたします。

大きくくりなことでございますけれども、生徒の道徳教育をどのように進めていかれるのか、御所見をお聞かせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

淵上議員の御質問にお答えいたします。

まず、道徳という教科が特別な教科にことしから小学校でなり、来年から中学校でなるということについて、議員のほうから御指摘がありましたように、保護者の方とか少し不安を持たれていることがあるというのは承知をしておりました。そういう意味で、こういう機会をいただいて、説明できることにまずもって感謝したいというふうに思っています。

先日、6月2日に小・中学校のほうでフリー参観がありまして、小学校、中学校ともに道徳の授業を見ていただいたと思います。どんなだったのでしょうか。ある教室では、保護者に対してはどういうふうに判断しますかというような問いを投げかけられたクラスもありまして、まさに新しい道徳のあり方を実践してもらっているなというふうに思っているところでございます。もちろん、道徳そのものについては、もう議員さんたちも御存じだと思いますが、昔から取り扱われている教科ではあったんですが、25年度だったですかね、いじめの事件をきっかけに道徳の中で教えていくことがもっと必要じゃないかということになって、今回の改定に至ったものでございまして、道徳そのものがいじめだけのためにやっていることではないということは御理解いただきたいというふうに思います。

道徳教育はもともと人間としての生き方、それから他者とともによりよく生きるための基盤となるような道徳性を身につけさせたいということが目的でありまして、今回の改定のキーワードは考え、議論する道徳ということがキーワードになっています。

扱う項目は4つに分かれていまして、1つが自分自身に関する事、例えば、自主性とか自立性とか、自由とか責任とか、そういう自分に関する事。それから、人とのかかわりに関すること、思いやりとか感謝とか相互理解とか、そういうことも学びます。それから、3つ目に集団や社会とのかかわりに関すること、公正さとか公平さとか公共の精神とか、そういうものにかかわること。それから、4つ目が命とか自然、崇高なものとのかかわりに関すること、命のとうとさとか感動とか、そういうような4つの分野に分かれています。

人間はもともと物事の善悪、もしくはやったほうがいいのか、やらないほうがいいのかという判断する物差しを実は無意識のうちに持っていて、その物差しは人によって違うんですね。この道徳という教科の中で、自分の物差しがどうなのかということを知ってほしいということとか、それから友達の間で物差しがどんな物差しなのか、例えば、1センチでいえ

ば1センチがどれぐらいなのかとか、そこらあたりが違うんですね。そういうところを友達の間ではどんな物差しなのかとか、社会に照らし合わせて自分の物差しはどうかとか、それから崇高なものとかかわりの中で、自分の物差しは見直さなくていいののかなとか、そういうようなことをしながら、自分の持っている物差しをより高めていくということが道徳じゃないかなというふうに思っています。

そういう中で、道徳の授業をこれから教科として授業をされるわけですが、指導や教材についての配慮とか留意事項がもちろんあります。例えば、先ほど議員の質問にもありましたが、基本は担任の先生が道徳をするということになっているんですが、校長先生とか教頭先生とか、ほかの先生と一緒にやってもいいとか、それから、地域の専門の方を呼んできて授業をしてもいいことになっていまして、そういうような配慮事項とか留意事項、そういうことにももちろん留意はしながらですが、学校長がリーダーシップを発揮しながら、生徒とか学校の実態に応じた魅力ある授業が実践されるんじゃないかというふうに期待しているところでございます。

教育委員会としましても、当然先ほど申しました配慮、留意事項を念頭に置きながらも、学校が主体的姿勢で前向きに指導に臨めるよう、できる支援を行いたいというふうに思っているところでございます。

なお、配慮事項の中に授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭とか地域の人々、それから各分野の専門家を積極的に呼んできて、参加や協力を得るなどしていただきたいというふうにありますので、子供たちの道徳教育については、学校ですること、それから地域とか保護者の方をお願いすることなどもあるかと思いますが、そのときはぜひ御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

どうも詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

今回、一部改正に伴いまして、教科となった上で、どういった形に変わっていくのかということをお聞きして、保護者の方、あるいは今回の改正を御存じの方たちが、どういうふうになるのかなというふうな不安もありましたので、今回取り上げさせていただきました。

どちらにいたしましても、これから新しい授業が始まりますし——新しいというか、取り組みがされますので、子供たちがどのように成長し、どのように人生をつくっていくか、楽しみであります。これからも頑張っていきたいというふうに思っています。どうもありがとうございました。

それでは、1問目はこれで終わりたいと思います。

○西原好文議長

次、行ってください。瀧上君。

○瀧上正昭議員

それでは、2問目のJR長崎本線橋梁付近の堤防の高さ不足等に対する防災対策についてお伺いをいたします。

このことについては、1年前、昨年6月議会定例会におきましても、一般質問をいたしました。江北町、地区でいえば大西区ですね、の橋梁付近の堤防高が長さ約25メートルにわたり計画高よりも1.1から1.2メートル程度低いために、河川事務所が降水時に水が堤防を越えて江北町側にあふれ出さないための対策として、鉄橋から約40メートル東側に積み土のう、これは後でパワーポイントで見させていただきますけれども、2トンの土のうが25個と小さい土のうが72個、また西側に約150メートルぐらい、これは目視なんです、ここには2トンの土のうが20個と小さい土のうが70個を常置されております。右岸の白石町側にも江北町と同じように積み土のうが置いてあります。

昨年の6月16日だったかと思えますけれども、江北町防災会議において江北町の要望として土のうを積み上げるのに要する時間を把握するために訓練を要望されております。そのときの回答が、白石町側で訓練を実施することとなっておりますけれども、その訓練の結果はどうだったのか、また、そのことを踏まえて、本町としてはどのような対応をしたのかお伺いしたいと思いますけれども、ちょっとその前に、答弁をもらう前にパワーポイントで見させていただきます。再確認です。去年も出しておりますので。

(パワーポイントを使用) これは昨年の写真であります。これが東側から鉄橋のほうを見て、低いところです。計画高の堤防よりも1メートルから1.2メートルぐらい低いところの写真です。

これは北側から南側を撮影したのですが、白い布で覆われたもの、これが積み土のうなんです。先ほど言いました、ここに大きな2トンの土のうが25個ほど、それから小さい土

のうが七十四、五個ありますという、これも去年の写真でございます。

これからが昨日撮ったものです。これは堤防の東側から西側を撮った堤防の状況です。ここが堤防なんですね。ずっと堤防です。草ぼうぼうですよ。これは今のところぐらいから積み土のうのところを写したものです。だから、私が考えるに、上か、ここに行くか、どんな位置か知りませんが、こういうところも行くのかなというふうに思っておりますけど、よくわかりません。

それから、これは先ほどの鉄橋のほうから東側を写したところ。ですから、ここがおおむね1.1から1.2メートルぐらいの低い堤防、計画高からすれば低いというところ。これが土のうです。

これは鉄橋から越えて、西側のほうに越えて、ちょっとよくわかりません。ここに土のうがあるんです。ここから鉄橋のところまでやったら大体150メートルぐらい距離があります。草もぼうぼうです。

これは、こっちは鉄橋になります。橋梁のところですね。ここが西側から橋梁側を見た堤防のところ。ここも草ぼうぼうですよ。大体ここなんです、堤防、この道というか、堤防というか。一応こういうふうな状況になっています。

ということで、先ほどの質問なんです、その訓練をするということになっておりました。その訓練の結果とその後の対応を教えてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、渚上議員の御質問のJR長崎本線橋梁付近の堤防高不足等に対する防災対策ということで、土のう積み訓練の結果はということで、まず1点目、質問いただきましたけど、この件につきましては、先ほど質問の中でありましたけど、去年の防災会議の折に、委員の中から、現在、大型土のうを橋梁付近に設置をしている関係で、もし災害等が発生した場合に備えて、河川事務所の号令のもとに委託業者が来て、どれぐらいの時間で現場に到着して、重機を据えて、土のうを並べるのにどのぐらい時間がかかるのかの訓練をせんばいかんやろということで、訓練をしてくださいというような要望が出たということで、私もそのときの会議に出ておりましたので、聞いております。それで、一応そのときの武雄河川事務所の所長さんの答弁としては、事務所に持ち帰って検討しますということで、そのときは答弁を

されておりました。それで、実際にその訓練が白石町側ですと、先ほど渚上議員のほうからありましたけど、実際に訓練をされたかどうかを武雄河川事務所の朝日出張所に確認をいたしました。その確認をとったら、江北町防災会議で要望を行っていた土のう積みの訓練については、江北町側でも、白石町側でも実施の予定はなかったということでございます。その理由については、JR橋及び線路に土のうを積んだ場合に、ちょっと動いた場合に困るということで、JRの了解が得られなかったということで、訓練は実施をしていないということでありました。

一応1点目の訓練については以上ですけど、その結果を踏まえて本町の対応はということであります。

実は訓練が行われておりませんでしたので、その後、実際うちのほうの対応としてはしていないというか、訓練自体が行われておりませんので、ただ、このJR長崎本線の橋梁付近の堤防高不足等については、あそこが問題になってからもう二十何年という年月がたつわけですけど、これまでも町としては国のほうに継続的にかさ上げの要望をしてきたわけですけど、今回、その土のうを設置している分の訓練についてすらJRのほうで了解をできなかったということでもありますので、今後は国に対してJRとの協議も具体的に強くしていただくように要望していくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、渚上議員の御質問の契機となりました「白石町側における土のう積み訓練の実施予定」ということについては、私ども執行部からの事実誤認に基づいて渚上議員に誤ってお伝えをしたということがもとなっております。

ここに謹んでおわびを申し上げますとともに訂正させていただきたいというふうに思います。

概略は先ほど総務課長が答弁をいたしましたとおりでありまして、今回御質問をいただくということで確認をいたしましたところ、先ほどのような国の回答でありましたので、正直、衝撃を受けました。といいますのが、午前中の質疑でもありましたように、やはり安全・安心なまちということを目指して、私も就任以降、防災対策については事あるごとにさまざまな

研修会等、また訓練等も行って、実施をしてきたところでございます。今までよかったから今からもいいわけじゃなくて、今からはよかったけれども、これからは何かあるんだと、もっと言うなら、今までよかったからこそ、これからは何かあるんだという気持ちで我々は取り組むべきということ徹底しておるところであります。

そうしたさまざまな取り組みの一環といたしまして、昨年度、いわゆるタイムラインの作成作業を実施いたしました。これはあらかじめ予測できる災害について、どのくらい前にどういったことをやらないといけないかということ整理して共有をしていくという作業でありまして、実はこのタイムラインの作成作業は武雄河川事務所の御指導を受けて作成をしたわけでありまして、町の安全・安心を預かる者として感じたのは、町内のことではありますけれども、もっと言うなら町内にある施設ではありますけれども、全てを町が管理しているものではないということでもあります。例えば、道路でいけば、我が江北町内には国の直轄の道路もありますし、県が管理をいただいている道路もあります。それと同じように河川についても、今回の六角川のように国が管理をしている河川もあれば、県が管理をいただいている河川もあるというふうに、実は我が町の安全・安心というのは、町だけでは全てが対応できないということがあります。ですから、当然タイムラインを作成していく中には、そうした町で管理していない施設についても同じように、いつの時点でどういうことをしないといけないのかということの共有をおかないと、本来なら我々が、言ってみれば心配をする必要がない施設まで心配をせんといかんということになれば、本来我々が注ぐべきところに力を注げないということになるわけでありまして。

今回問題になっております六角川の堤防、JRの鉄橋の部分だけ、25メートルにわたって1メートルほど堤防が低いと、ここも大雨が降って河川が氾濫しかけたときに、どがんせんばいかんじゃろうかと我々が心配して、ほかのことを手薄にするわけにはいかないもんですから、やはり国のほうでも我が町のタイムラインにきちんと書けるようにぜひ訓練もしていただきたいということを防災会議の中でも強く申し上げたわけでありまして。今回御質問いただくということで改めて確認をいたしましたら、防災会議で要望を行っていた土のう積みの訓練については、JRと国が協議を行ったところ、土のうを設置することでJR橋及び線路へ及ぼす影響が懸念されるために、JRの了解が得られなかったから実施できなかったというわけですね。これはいかにということなんです。結局、本番に備えて訓練をしようと思っているのに訓練ができないというわけです。新聞の見出し風に言えば、氾濫対策訓練できず、

J Rの影響で待ったという感じなんだというふうに思うんですよね。そうすると、もしこのまま訓練をしなくて、本番というか、いざというときにどうなるかということなんですよね。先ほどから御指摘、以前の議会でも御質問いただいたように、どこの事業者がどのくらいの時間をかけて、どのくらい前から準備をして、どういう形であそこに土のうを積むのかという訓練ができないというわけですね。しかも、よくよく話を聞いてみると、J Rの鉄橋に影響があるというわけですよ。雨が降っていないときに訓練をするのでさえ、J Rの鉄橋、線路に影響があるということであれば、本当に本番で積むことができるのでしょうか。私なりに察するに、J Rさんは大雨が降って、どうも線路が通れなくなりそうだったら走らせなければ済むわけです。ただ、私どもはそうはいきません。やはりその堤防高が不足をしているところをきちんと今のうちから対策をとる、もしくはそれができないなら、やはり本番にどういう形で、いつの時点からそういう作業をするというシミュレーションをしないと、このままでは私はいけないんだというふうに思います。もちろん、国のほうも保管してある土のうを持ち上げて、ああ、破れとらんのと、ああ、がんして持ち上げられるのと、ひももっん切れとらんのとこの確認はしていただいています。ただ、いざというときに、どのくらいのタイミングでそういうことをやらないといけないのかということは訓練をやっていただけていないわけですよ。しかも、今回、J Rと協議をした結果、線路と鉄橋に影響があるから訓練もできないということであれば、少し言い過ぎかもしれませんが、まあ、土のうそのものは飾りとまでは言い過ぎかもしれませんが、本番で本当に機能するのかどうかがよくわからんわけです。イワシの頭も信心からと言いますが、ただ置いてあるだけで、何となく安心感を醸成しているだけで、本当にいざとなったときにそれが機能するのかということについては何ら担保がないというのは、やはり町の安全・安心を預かる者としては、この現状は看過できないというふうに思っております。

もちろん、二十数年来、堤防高の不足箇所については、早期の工事をということで要望をしまいましたが、今も要望しております。ただ、そのときに、なかなかあそこの工事をすると、J Rの線路から動かさんばいから、大工事になるからというようなことで、ここまで来ておまして、その代替措置として土のうを置いていただいているわけですが、いざ訓練をしようとする時点で、鉄橋に影響があるからできないというのでは、本当にあれが対策の代償措置になっているのかということでもあります。六角川の河川の流域の中では、それこそ上流のほうでは採石場の跡を利用した調整池をつくった方がいいんじゃないかと

というような、本当に大工事の事業も提案をされているようでありますけれども、そういう意味でいけば、我々のほうがよっぽどまだ歴史が長くて、もう二十数年要望しているわけでありまして、同じ大規模工事であるならば、ぜひ我々江北町の対策のほうを優先していただきたいというのが私の心情であります。

その上でありますけれども、本当にこの土のうの少なくとも訓練だけはしていただかないと、いざ本番に危なっかしくてしょうがないといいたいでしょうか、ですから、ここは強く訓練の実施を要望したいというふうに思いますし、あわせて抜本的な解決としての堤防のかさ上げも引き続き強く要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ありがとうございました。

実は去年の一般質問の後に、当然町民の方も、特に大西地区とかの人たちはやっぱり関心がありますので、あれからどうなったのかなというふうな話も聞きました。ですので、担当課のほうには1回聞き、いやまだ、2回聞き、いやまだ、3回目のときには、もうせんらかですよと、今年度はしないでですよという話を聞いておりました。その理由までは聞いておりませんでしたけれども、今、町長から、あるいは課長のほうからその理由を聞いたところ、町長も衝撃を受けたということでございますけれども、私もびっくりしました。

実は訓練には2つ意味がありまして、1つは訓練をすることによって、その業者さんたちが熟練していくということで、1分でも2分でも早く積み上げるというようなこともありますし、ただ、訓練によってこれではいけないと、これではどうもだめだと、だったら、これをどういうふうに変えるかというふうなことも考えられる、それは訓練によってわかる場合もあります。そういうことで、訓練というのは大変必要なことだろうというふうに思っていましたし、去年の話を書けば、白石町側で訓練をするということを書きましたので、ああ、よかったなということで思っておりましたけれども、JRさんのことははっきりわかりませんでした。できれば通常から土のうをあのところを2トンの土のうだけでも積んでおいて、いざというときにプラスする、足すということであれば、時間的に少し楽になるのかなというのが1点ありましたけど、まあ、それも訓練もできないということであれば、ましてやそ

ういうことは絶対だめということですよ。であれば、例えば、橋梁のところから東側に25メートルずつ計画から低い堤防高不足なんですよ。そこが約50メートルあります。ですので、その辺は技術的なことは私わかりませんが、河川側にコンクリートブロックか何かをがばつと鉄橋に問題ないように、何かそういう手だてがないのか、これは素人考えですけど、そういうものもできないのかなど。国にもしっかりJRさんにも云々ということでありまして、たった訓練もできないということであれば、そして二十数年でしょう、何にも手をつけていないということはないですけど、土のうをちょっと置いたぐらいですよ。だから、そこはそこでしっかり要請をしながら、もう一つは、国として何か、河川事務所として何かできるものがないのか、その辺も含めてぜひ検討方というか、要望をしていただきたいなというふうに思いますけど、その辺はどうなんでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

前の議員の御質問の中でも、ウォンツとニーズという話をしました。そういう意味では、一番明確で当たり前の対策が堤防高をほかのところと合わせるとというのが当たり前なものですから、それをウォンツとして申し上げているわけでありまして、一にも二にもそうしていただくべきだというふうに思います。

隣に座っている山中副町長は、まさにこの現場のすぐそばに住んでおられて、危なっかしくて夜も寝られんと、二十数年寝ていないわけではないわけですけども、それでもいつも心配をしております。それこそ感情的に言えば、ほんなごて低かまま大丈夫なら、ほかのところも同じぐらい下げて、それで大丈夫というならそれはそれで安心だけれども、やっぱりそうじゃない、不足しているわけですから、ここはまず抜本的な対策を当初の要望どおりしていただくということを御検討いただかなくていけないんじゃないかなというふうに思います。

その上で、さりながら、それと同じ効用をもたらすような対策があるならば、当然あその河川の氾濫対策をしてもらいたいというのがニーズなわけですから、それはもちろん、一長に値するというふうには思いますけれども、今のところそうした議論もしていただいているふうではありませんし、今まではその代償措置として土のう積みということだったわけですが、その土のう積みも訓練さえできないというのであれば、これは代償措置とは言えない

んじゃないかと思えます。

繰り返し言いますが、もちろんJR九州さんは鉄道事業者として恐らく旅客の安全については最大限の配慮を払われるんだろうと思えます。対策もとられるんだろうと思えます。ですから、雨が降って危なそうだったら多分通らないということだと思えますよ。ただ、我々は町民の皆さんの命を預かっており、町民の皆さんの安全対策をとるのが我々の責務でありますから、JRさんと同じように通られなければいいというものではありませんので、そこはぜひJRさんにも御協力、御理解をいただいて、国のほうで早期の事業化をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ありがとうございます。

先ほどちょっとハザードマップ、タイムラインが出ましたけれども、担当課に確認いたしましたら、今年度にハザードマップもできるということで聞きました。タイムラインについては、これも前課長のときに正月明けてから、会議をしながら進めていきたいというふうなことを回答いただいております。きょう、町長が午前中から各議員の答弁の中に、私が今回質問した回答が全て出ておりました。まず現場を見なさいというふうなこと、それから進捗状況がどうなっているのかということも伝えるところは伝えていくと、そういった観点の部分を町長おっしゃいましたし、私も当然そうだと思います。国とJRさんにいろいろ要望していくこととあわせながら、やっぱりいざ何かあったら困りますので、町民の皆さん方に適切な情報を流していただいて、そして避難をしていただくというようなこともあわせて今後していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○西原好文議長

2番淵上君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時35分。

午後 3 時26分 休憩

午後 3 時35分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。井上君。

○井上敏文議員

皆さん、大変お疲れさまです。私は、一般質問最後の登壇者となりました。大変お疲れとは存じますが、最後までお付き合いのほどよろしく願いいたします。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず1点目、老朽化が進む公共施設、改修整備の優先順位はということで質問をいたします。

本町の主な公共施設は築後約30年以上経過しているものが多く、今後さらに老朽化が進み、次々に大規模な改修や建てかえの時期を迎えるものと思われます。

現存の建物で耐震化を必要とする施設の耐震工事は全て終わっているものの、今後は公共建物及び道路橋梁等インフラ施設の老朽化対策について、中長期的な視点に立ってそれらの整備計画を策定し、実行していく必要があると思ひます。

いわゆる耐震工事は終わったんですけど、老朽化は今後長く検討していかなければいけない問題であるということであります。

町においては、国のインフラ長寿命化計画に基づき、昨年4月に江北町公共施設等総合管理計画を策定し、施設の更新について、平成29年度から30年間かけてのアクションプランが記述されております。

これについては、施設類ごとに管理に関する基本方針が定められておりますが、その内容については、各施設の課題については検討し、あるいは検討する必要がありますとされており、抽象的な表現にとどまっております。

しかしながら、急速に老朽化が進んでいる現状に鑑み、改修や建てかえについて、今の段階からどの施設をいつから取りかかるべきか、喫緊の課題として捉え、施設更新の実施計画を立てて、施設の改修等を具体的に進めるべきではないかと考えます。

質問の1点目です。昨年4月に公共施設等総合管理計画が策定されております。総合管理計画というのは、議員例会でも配付をしていただいたこういうものですね。これに町の建物、施設関係は全て網羅されております。これについて質問を進めさせていただきます。

この公共施設等総合管理計画が策定されましたが、これについて、その後どのように取り

組まれているのか、その進捗状況をお知らせ願いたいと思います。

また、昨年12月議会で学校校舎の整備について質問したとき、町長は、学校施設のみならず、社会教育施設も含め29年度中に一定の方針を出すと、こう答弁されております。これについてもどのような整備方針が決定されたのか、お伺いをいたします。

これについて答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

井上議員の前段の質問について、進捗状況については私のほうから答弁をしたいと思いません。

国が新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるという認識のもとに、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定をされております。本町においても、29年4月に江北町公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

この計画に基づきまして個別の計画を策定することになりますが、進捗状況につきましては、道路の個別計画策定について、平成29年10月の臨時議会において委託料を計上し、委託料を計上したことによって策定をいたしております。

施設につきましては、庁舎、学校施設等、課内で今、社会状況に対応できるか等の検討を行っている状況であります。

○西原好文議長

熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

井上議員の御質問にお答えいたします。

私、去年の4月に教育長に就任いたしましたときに、町長のほうから学校教育施設、それから社会教育施設については、町としてどれぐらいの規模が適正なのかということをしっかり研究してくださいというようなミッションをいただきました。

その中で、年度末までに方向性を示してくれというような宿題をいただいております。その解決に向けて、1年間、いろいろな研究をしてきたところではございますけれども、結果としまして、年度末にお話ししましたように、小学校について長寿命化をすると、中学校についてはもう少したってから長寿命化をすると。

社会教育施設については、現在十分に使用されているので、さらに建物そのものも使えない状況ではないということでございましたので、修繕等は必要かもわかりませんが、そういうものをしながら使える間は使ったほうがいいんじゃないかというようなことで、社会教育施設については、十分に町長のミッションを満たしていなかったということがありまして、結果的に町長のほうから、それでは内容が不十分であるというふうに言われました。

そのことで、結局、今回の補正でも委託等の予算は上げさせてもらっていませんけれども、それにつきましては、検討する中で長寿命化がいいんじゃないかというふうに思っていましたけれども、長寿命化と大規模改修は余り金額的に変わらないんじゃないかなというようなことが見えてきたりとか、それとか、小学校の長寿命化をすると、躯体はそのまま使わないといけないので、結局場所はそこにつくらざるを得ないんですね。

中学校についても、長寿命化でやるとするとそこにつくらないといけないということで、じゃ、その後、幼稚園とか学校の体育館とか、そういうようなものを建てるときに、小学校が今あるところは譲れませんので、後でどういうところに建てようかということ考えたときに制限を受けるというのがありまして、本当に今あるところに建てるのがいいのかと、そういうことを本当はしっかり考えてからじゃないといけないんじゃないかということもありまして、まずは学校教育施設、それから社会教育施設を今後どういう形で作り上げるかというような基本構想をつくって、そして、その形にするために、じゃ、何を先につくらないといけないかとかいうことを考えないといけないんじゃないかというような観点に立って、今回、予算要求はしていないというところでございます。

基本構想を町の中で考えて、そして、その構想を実現するためにどのような順番がいいのかとか、そういうところでもし専門的な意見が必要であれば、専門家に委託をして検討するということにはなるかなというふうに思いますので、そのときには改めて予算等のお願いをしたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私からも少しお話をさせていただきたいと思います。

私は、佐賀県庁在職時代に早稲田大学の大学院、公共経営研究科というところなんですけ

れども、そこで学ぶ機会を得ました。そこで学んだことは2つ。1つは自治ということですね。地方自治体の自治。何かといいますと、やはり住民の皆さんが主役であると。先ほどからお話があるような道路であるとか、河川であるとか、町が持っている情報すらも、本来は町民の皆様のを我々がお預かりをしているんだというような意識を初めとした自治ということについて学びました。

もう一つが経営ということであります。公共経営研究科というぐらいでありますから、これからはやはり地域も経営をする時代であるということであります。自治について特に私が師事いたしましたのが、元北海道ニセコ町長の逢坂誠二氏でありますし、この経営ということについて言えば、元三重県知事の北川正恭氏でありました。

経営というのは、マネジメントというふうに英語では言います。やはりさまざまなマネジメントがこれからの地域には必要でありますし、その一つがこうしたいわゆるハード設備といいたいでしょうか、ハードについてもこれからはマネジメントしていく時代だということで、今から10年以上前でありますけれども、今回の公共施設の管理計画みたいなことが言われる前から、世の中ではアセットマネジメントであるとか、ファシリティーマネジメントというような言葉が使われ始めておまして、こういうハードの施設をどういうふうにして、要はやりくりをしていくのかというんですか、経営をしていくのかというのが、これは自治体に限らず、これからの経営の大きな視点であるというふうに私も学びました。

例えば、日本IBM社の本社の社屋なんですけど、もともと自社ビルで持っておられたんですね。これをほかに売却して、売却した上で借りているというわけです。だから、きのうときょう何も変わらないんですけれども、所有者がかわったわけですね。実は、こうすることによって、あえて持たないことによってそうしたコストを安くするということがされているようなところも、私、日本IBMの社屋にも行きましたけれども、そうしたこともあるというふうな紹介もいただきましたし、もう一つは日本テレコムだったですかね、フリーアドレスといまして、ほとんどの社員の方が毎日オフィスにいるわけではないと。そうなりますと、例えば役場でいくと、100人職員がいるからといって、100個本当に机を用意する必要があるのかというようなことで、フリーアドレスみたいなことで、職員を机に固定しないような取り組みをされておられるようなところがありました。

これは三重県の東京事務所が取り入れをされまして、特に県の東京事務所というのは外に出る仕事が多いものですから、東京事務所の職員の数全部の机を用意するんじゃなくて、こ

のうち大体毎日何人ぐらいが、しかも、同じ時間に重ならない限りは全員分要らないわけですから、そうしたことで机の面積を減らし、借りる面積を減らしてコストを下げたというふうな事例を学んだりしました。

そういうことが自分の中にあったものですから、これからの江北町の公共施設のあり方についても、こうしたアセットマネジメントもしくはファシリティーマネジメントみたいな考え方をきちんと持ってやらないといけないというふうに思っております。

時は大分たち、それこそ今は日本全国で公共施設の管理計画をつくるべしということで、我々江北町もつくったわけでありましてけれども、やはりこれからは、例えば人口の推計みたいなことであるとか、そうしたことも一定考慮に置いた上でどのくらいの施設の数または規模が必要なのかということを考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

以前もこの一般質問の中でB & G施設の改修についてお話をいただきましたけれども、B & Gができた50年代以降にも、例えば、さわやかスポーツセンターであるとか、ネイブルであるとか、ほかにも同様の機能を有する施設というのが江北町内に実はできたわけです。

一方で、人口というのは維持はできておりますけれども、将来的には減っていく。そういう中で、本当に江北町の将来を見据えたときにどのくらいの人口規模を前提にして、どのくらいの施設がなからんばいかなのかということを中心に議論した上で、検証した上で、具体的な計画を立てていく必要があるというふうに思っております。

今回、江北町の公共施設管理計画ということで全体像は見えましたけれども、これから、御指摘のとおり個別の施設計画を立てていくということになります。この個別の施設計画というのは、それぞれの施設をどうするかということもさることながら、まさに全体としてどの個別の施設をどういうふうに扱っていくのかという全体の視点というんですか、マネジメントという考え方が必要なんだろうというふうに思うんですが、それが残念ながら、まだ今はできていないというのが現状であります。

ただ、そういう中でも、この個別の計画がなければ活用できない財源のような事業もあるものですから、道路については、公共施設適正化事業債という起債事業を使うためにはその計画が必要だったものですから計画を策定させていただいたということでもあります。

今回、ほかの自治体にも調査をいたしましたけれども、総合施設の管理計画まではできていないけれども、なかなか個別の施設計画まではできていないというのが現状のようではありますが、先ほど申し上げたような視点で個別の施設を今後全体を見た中でどうしていくかとい

うことを早期に決めないといけないというふうに思っております。

一つは、平成32年度までに国のほうは個別の計画をつくるべしというような指導があつておりますので、そこが一つのめどになるのではないかなというふうには思っておりますが、その前に全体としてどのくらいの施設が必要なのかというような視点は、今年度中にでもある程度の方向性というのは出す必要があるのではないかなというふうに思っております。

先ほど教育長から答弁がありましたけれども、私も議会でも申し上げましたので、平成29年度中に少なくとも教育施設についてはそうした方針を出したいという思いがありまして、教育委員会にも依頼をしておりました。

年度末になりまして、まとまったということで説明を受けましたけれども、その内容が小学校も長寿命化しますと、中学校も長寿命化しますと、それ以外の施設はひとまずまだ使えるので使える分だけ使いますというような結論でありましたので、私はこれは承服しがたいと。

というのは、少なくとも私が学んだファシリティーマネジメントであつたり、アセットマネジメントでは愚の骨頂なんですよ。使えるから使い続けることに実はコストが発生することなんですよ。

といいますのが、やはり途中途中で修繕費がかかるわけですよ。ですから、ここをきちんと将来の展望を見据えて、要らなくするものは要らなくする、もしくは逆に充実するものは、もう少し使えそうだけれども、あえて早く建てかえるというようなことをやっていかないと、トータルで長期的な視点で見たときにはコストが結局かかって、しかも、住民の皆様には満足していただけないということになるんですね。

そういうふうにと考えると、小学校も中学校も長寿命化をするということになりましたけれども、10年とか15年ぐらいのスパンでは長寿命化したら安く済んだということになりますけれども、未来永劫、江北町はあり続けるわけですから、やはりもっと長期的な視点に立ったときに、本当に短い期間で見て、コストが安かったから長寿命化で済ませたほうがいいのかと。なかなか長寿命化しても満足度は高まらないわけですよ、正直言うと。

ですから、そういう少し先を見たところの視点で、もう一度、教育施設全体については、もうこれ以上後はないと思っているので、今年度きちんと議論をして、町民の皆さんと共有できるような方針を立ててもらいたいということを新年度になって改めて依頼をしているところであります。

ですので、結論的に申し上げますと、総合施設の管理計画はできましたけれども、個別の施設計画については、道路以外はまだできていないというのが現状であります。最終的には32年度までに策定する必要がありますが、その前に——だって人口ビジョンもつくっているわけですね、江北町としては。だから、将来どのくらいの人口かというのは、もちろん社会保障・人口問題研究所からも推計が出ています。こういうのを使って、きちんと将来の説明に耐え得るような施設全体の今後のあり方というのを今年度にはきちんとお示ししたいというふうに思いますので、昨年度中に策定をすると申し上げた教育施設についてできなかったこと、また、今の時点で個別の施設計画が全てはできていないことについてはおわびを申し上げるとあわせて、ぜひもう少しお時間を頂戴いたしたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

全体的な町の構想というのはわかりました。

要はこの計画をつくって、さっき言いました管理計画をつくった後、具体的にどうしていくかというのが問題なんですよ。

学校施設は29年度に方針を出すというものの、先ほどの教育長の答弁では、町長も言っておられたんですが、研究してきた結果、長寿命化を図っていくと。社会教育施設については、使えるものは使うとなれば、私は緊迫感が足りないんじゃないかなと思ったんですね。

その後、この計画については基本構想をもって進めていくと、基本構想をつくると、こう言われました。基本構想をつくる時に、基本構想はいつまでつくるかという期限を決めて進めていかないと、ずるずるとなっていくケースは多々あります。

先ほど町長が言われました、32年度までに全体の方針を出す。2年、あるいは2年半かけて出すということじゃなかったですか。私、そう聞いたんですけど。（「方針は今年度までにださんばいかなと思います」と呼ぶ者あり）はい。方針を出して、何らかの報告はあるということですね。大事なことです。その期限をいつまでと決めて、そして、期限を決めた以上は、それを実行していただきたいと思います。スピーディーに進めていただきたいと思っております。

全体的な管理計画については内容がわかりましたので、次に行きます。

2点目に入ります。

さて、5年後は佐賀国体が開催されます。本町ではソフトボール競技の一般女子の部が開催される予定であり、会場は花山球場と聞いております。

ただ、ソフトボール競技場としては、競技の運営上、1会場2コートが必要であり、花山球場では1コートしかとれませんので、ここではできないと思います。また、駐車場の関係もあり、花山球場がソフトボール会場というのは不適ではないかと思えます。

質問の2点目、このソフトボール競技の開催について、その会場をどうするかについては、この対応と書いてありますが、いわゆる国体の対応等についても社会教育施設整備の中でこの際考えていくべきではないかと思えます。

この辺をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。いわゆる社会教育施設整備の中で国体をどう対応していくかということでございます。

ちょっとパワーポイントで説明をしていきたいと思えます。

(パワーポイントを使用)花山球場を航空写真から撮ったものです。これはグーグルアースから引用したものでありますけど、ソフトボール会場とすれば、バックネットを新たにつくりまして、大体約70メートルほどのグラウンドが要ります。フェンスを1.2メートルにして、これを超えればホームランといった形の球場をつくるとなれば、これは1面が精いっぱいということであります。

それと、先ほど言いましたここをソフトボールの会場とするとなれば、駐車場はここにあります。下の段にもあります。ここにもありますけど、全国から寄ってくるとされたときに、ここでは不向きじゃないかなと思えます。

これは、野球の練習をしておったところです。ここにバックネットをして、外野は1.2メートルのフェンスを張らなければいけないということです。

そして、これはちょっとしたことですけど、バックネットのスタンドもこういうふうに割れて、改修していかなければならないんじゃないかと思えます。

ということで、国体の対応について、ここをソフトボール競技に使うとすれば、1会場2コートは必ずしも必要ということではないかもしれませんが、ここを会場として使うのは不適じゃないかなと思えます。

また、いろんな使う方法があるかと思えます。国体となれば全国から寄ってきます。全国から寄ってきたときにある程度日程を組むわけですけど、これが延長戦とか、大会運営上、

暗くなっても試合を続けなければならないというときがあるんですよね。そういったときはナイター施設が必要といったことも出てくるかと思います。

花山球場を使われるということはいいんですが、ナイター施設があるから、ナイターのときだけこれを使うという方法もあるでしょう。いろんな方法があると思います。こういうのもひっくるめて国体への対応をどう考えておられるのか、施設整備の中での答弁をいただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

井上議員の御質問にお答えします。

まず、本町が女子のソフトボール会場に今のところ案でなっておりますけれども、もともとは一般社団法人佐賀県ソフトボール連盟が本町で競技大会を開催したいというような要望がありまして、駐車場の現状とか、花山球場の現状を考慮していただいて、現状の施設でよいのであれば町としても使用していただきたいというふうに御回答させていただいて、その旨、了承を受けているという状況にあります。

花山球場では、議員申されたとおり、1コートしかとれません。競技基準では、2会場以上に分かれてもよいということになっているそうです。ソフトボール少年男子については、上峰町とみやき町で開催の予定になっているということから、現在、ソフトボール成年女子の使用する施設についても、近隣の施設で調整をされているということをお聞きしております。

また、国民体育大会は、国内では権威ある大きな大会であると認識をしております。なので、施設の整備も必要であるとは思いますが、予算の問題もあるということから、その競技団体等が望まれるような十分な施設整備ができるかどうかわかりませんが、今のところ、そういう状況でもいいということですので対応しているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

関係団体との協議は必要かと思います。まだ、具体的には今後詰めていかなければならな

い部分は多々あるかと思えます。

ただ、江北町の姿勢としては、今のところ、花山球場を使っていきたいというふうなことを言われています。それを仮に競技団体の主催者側が花山球場でいいとしたときに、どう対応せにゃいかんのか。いわゆる国体を開催することによって施設の整備ができていくわけですね。町にも負担がかかるわけですが、こういう機会でないで施設の整備はできないということがあるかと思えます。

ということで、その辺は早目に協議をされて、どこが悪いのか、どう整備せにゃいかんのか、これは1年とかそういうのでできるものじゃないと思えます。二、三年かけてせにゃいかんとなれば、今からテーブルにのせて、真剣に協議をしていく必要があるんじゃないかと私は思うんですけど、答弁をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどのこども教育課長の説明と私の理解が少し違っておりましたので、私が認識している経緯で申し上げますと、私が3年前就任しましたときには、佐賀国体については空手の競技の受け入れをしたいということで、ひとまず県のほうには打診をしているということでありました。

それで、もちろん県を挙げて行う大会でありますので、20市町の一つの町として、ぜひ県の事業への協力は何かしらせんばいかんという意識はありましたんですが、よくよく聞いてみると、空手の競技場にはネイブルを使っていただくということになっておりました。

それであれば、もし今回の国体の競技場として、県からいろんな補助をもらって一定の整備ができるのであれば、例えば、ネイブルは空調がないものですから、空調なんかの整備までできれば、それはそれで国体の受け入れをすることでいいのではないかというふうにも考えておりました。

ところが、県のほうによると、仮設はいいけれども、常設の空調については補助はやれないということでありました。しかも、ネイブルの体育館だけでは足りずに、駐車場には練習会場まで建てんばいかんというような話になりまして、当時の試算で3,000万円ぐらい町が持ち出しをせんばいかんというような試算になっておりました。

例えば、町内に宿泊施設があつたり、観光施設があつたり、大きな飲食施設があれば、そ

れだけの選手の方に来ていただいて、3,000万円、元が取れるぐらいの経済効果があるのかもしれませんがけれども、3,000万円かけて仮設で空調を建てたけれども、結局町として、もちろん国体をしてもらったという効果はあるかもしれませんがけれども、余り経済的な効果ということは望めなかったものですから、何かほかの競技はないだろうかということで思案をしていたわけです。

そういう中で、今回、太良町、それと白石町が実はソフトボールに手を挙げられるという話を聞いたものですから、ソフトボールであれば花山球場もあるし、私ども江北町単独で全部を担う必要がないので、町の持ち出しが比較的少ないのではないかとということがあって、何かの協力はせんばいかんということを考えていましたので、じゃ、ソフトボールで協力したらどうだろうかということで、これについては、議員例会でも恐らく御説明はいたしたはずですよ。ということで、ソフトボールに手を挙げさせていただいたんですよ。

それで、今のところ、内定ということになっています。成年女子の会場として江北町の花山球場を利用するというので、内定までなっています。これも1次、2次、最終的には決定になるんですか——というようなことで、競技団体からの視察があったり、いろいろ検討をした結果、最終的には決定ということになっているんですけども、今のところ、江北町は2次の内定というところまで来ているようであります。

ちなみに先ほど紹介がありました上峰町とみやき町が、ここはそれぞれ使うようですけども、少年男子の会場の受け入れをするということになっておるようでありまして、そのほか、決定まで進んだところが白石町、ソフトボールの成年男子、それと太良町が少年女子ということで、ここは決定になっておるようであります。

ですので、まだ江北町は協議の途中で、内定まではなっているけれども、まさに御指摘いただいたような競技団体との調整であるとか、私どもとしてもどのくらいまで持ち出しをせんといかんのかというのがよくわからんわけですよ。

あのとき、やっぱり空手にしとったほうが安く済んだのうというようなことにぜひならんようにせんばいかんというふうに私も正直気が気じゃないんですけども、なかなかそういうところの調整が進んでもらえてなくて、先ほどこども教育課長が答弁したところまでなんですけれども、今回の質問を契機にもう一度、国体の事務局であるとか、または競技団体のほうに、できれば早目に白黒つけてもらいたいし、どのくらいうちが手を入れんばいかんのかということも把握をした上で決定をしてもらいたいなというふうに思います。

何かフリーハンドで、ここもここもここも整備せると、何千万円かかるばいと言われてから決定と言われても、その前にまず我々の町のほうの先立つものがなければどうしようもないものですから、そこはぜひ教育委員会に申し入れをして、そうした協議調整を町の姿勢ではなくて、ぜひ早急に詰めるように申し入れをしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

先ほども言いましたように、国体を契機として、そして、施設整備しなければならない部分は施設をしていく、これも公共施設総合管理計画の一環ではないかなと私も思います。その辺は後でソフトボールをと思いながらも、町長が言われたように、いや、こんなはずじゃなかったと言わないように、後悔しないように、これはしっかり進めていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

通告には質問の3点目、4点目としておりますけど、これは一緒にやります。

一方、老朽化した施設を更新する場合の費用については、町の公共施設等総合管理計画によると、建物の大規模改修及び建てかえの更新費用は今後40年間で133億6,000万円と試算されており、年平均で3億3,400万円の費用が必要と見込まれております。

また、道路橋梁、農業用施設、水道、下水道施設などのインフラ施設の将来の更新費用を試算すると、40年間で299億8,000万円となり、年平均で7億5,000万円の更新費用が必要と見込まれております。これら建物とインフラ施設等をこの40年間で毎年更新するとなると、年平均で11億円弱の施設整備費が必要ということになります。

これらの施設を更新するとき、国の補助制度もあると思われませんが、現在、町の予算規模では、11億円施設更新に使わんばいかんとなれば相当大きな額であります。

町の施設の更新については、財政負担の平準化を考えながら具体的に実施計画を策定し、年次計画を立てていく必要があると考えますが、質問の3点目、これら町の施設について、まず喫緊に取りかかるべき施設はどの施設と思われるのか、お伺いします。

さらに本町の公共施設は、今後10年間で大規模改修や建てかえなどが集中する時期を迎えることが予測されます。

この10年間で予測し、現時点で建てかえるべき施設、いわゆる新築と大規模改修で取られる施設はどのように考えておられるのか、また、施設の更新順位はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

私のほうでは、きょうもこの総合管理計画の中で年次別順に整理をしていました。あと、こういう施設はこうしたがいいんじゃないかなというのも考えております。パワーポイントで説明していきたいと思えます。

(パワーポイントを使用) 今、町の公共建物ですね、建築年次順にずっと上から並べてみました。旧就業改善センター、小規模保育なのはなが大規模改修をされて、今、なのはなという形で使われております。

それと、小学校体育館からずるっとあります。教育施設、社会教育施設が多いわけですが、建設年次、昭和48年からずるっと来て、平成3年、この辺が大変建物が多くつくられております。

当時の町長さんの施設の整備をしていくという大きな方針があったらうかと思えますが、それが今の時点で老朽化を迎えているということでもあります。

色をつけておりますのが耐用年数を過ぎていた施設であります。これをいつまでもほうっておけないと私は思うんですよね。

その中で、要らない建物もあるんじゃないかということも見てみました。赤で書いてある佐留志の高砂団地汚水処理施設、これは今は使用しておりません。艇庫も今、郷土資料あたりを入れてあるということではありますが、かなり傷んでおります。それを写真でちょっと紹介してみます。

これが高砂団地の汚水処理場ですね。本管を高砂団地内に引く前は雑排水をここで処理しておったんですね。ろ過的なことをしておったんですけども、もうこれは必要でないわけですね。必要でないながら、建物は相当傷んでおります。鉄筋があらわになって見えた状態で、すぐには崩壊しないんですけど、徐々に崩れていくんじゃないかと思えます。こういうのも早目に処理したがいいんじゃないかと思えます。

それと艇庫ですね。艇庫もかなりさびが食って、雨漏りしているんじゃないかなと思うんですよね。こういうふうにも外からもジャバラ形式の壁のところでも水が通る部分がさびております。これもそう長くはもてません。これもいつまでも放置しておくのはいかがなものかなと思えます。そういう検討をしていかなければならないんじゃないかと思えます。

そういうふうな施設がありますので、まず町の施設として喫緊に取りかかるべき施設はどの施設なのか、また、10年間で優先順位を決めるとすればどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

井上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

簡潔にということですので、この優先順位のつけ方等については、先ほど町長が申した中にキーワードというのがあったかと思えます。

例えば、今後の人口減少、その劣化状況とか使用頻度とか、社会状況の変化等、そういうものを見きわめながら、この耐用年数というのは、あくまでも目安上、税法上の取り扱いでありますので、この年数にとらわれずに順位をつけていくべきものだというふうに思っております。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

もっと端的に申し上げますと、順位はつけ切れていないということだと思います。

今回の御質問をいただくまで、そうした議論を担当課がしていたようにも見えませんが、私としても大変申しわけないんですが、庁内でこれに優先順位をつけたということはしておりません。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、少なくとも教育施設については今年度中に方向性をきちんと出して、早ければ来年度からそれに基づいて事業をやっていくということになろうかと思えます。

それともう一つ大きいのは、この庁舎なんですよ。幸い耐震については、基準はクリアをしておりますけれども、例えば、防災の観点、もしくは住民の皆さんの利便性の観点で見るときに、このままでいいのかという問題意識がございます。

例えば、役場の南には駐車場がありますが、北には——長くなりますね、このままだとですね。

端的に言えば、教育施設については今年度中にきちんと方針を出しますし、あわせて庁舎

についても今年度には方針を出していきたいというふうに思っておりますので、この2つかと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この総合管理計画を踏まえて、さらに具体的に今年度中に詰めていくというようなことですね。やはり期限を決めて、先ほども言いましたように、財政的負担がかなりかかってくると思うんですね。後でしわ寄せが後半に来て、ととてもとても手をつけられない、施設は崩壊寸前、極端に言えばですよ。そういうことにならないように、財政の平準化を図りながら、しっかり計画を立てて実行していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

議長、次に行ってよかですか。

○西原好文議長

はい、行ってください。井上君。

○井上敏文議員

次に行きます。みんなの公園についてです。

本町の大きな公園として、白木パノラマ公園と鳴江公園がありますが、いずれも本町の東西の外れにあり、利用するのは不便だと言われております。現実として利用者は少ないようです。

一方、近年、駅南地区においては宅地開発が進んでいる中、新興住宅団地が形成され、特に若い人たちからの要望として、町の中央に公園が必要ではないかとの声が多く上がっております。

このような状況の中、今、山田町長の目玉事業として進められているのがみんなの公園であります。

このみんなの公園については、みんなで考え、みんなで作って、みんなで運営することをコンセプトに1月14日に説明会が開催され、住民説明会、その後、子育てママタウンカフェ、これはワークショップ形式でされております。また、事業者向けの公園の運営について、説明及び意見交換会が開催されております。

現在、基本計画が策定されており、その構想については町の広報にも掲載され、その内容が少しずつわかってきました。

この基本構想というのは、私たちにも提示いただいております。こういうことですね。これを踏まえて、今、実施設計にかかっておられると思いますが、ただ、みんなの公園は東京の南池袋公園をイメージしているとの説明を受けましたが、車社会でない都会のイメージが私たち地方の公園に合うのかという声もあります。

私たち田舎地域は車社会です。以前、このみんなの公園駐車場の対応はどうかとの質問に対し、町長は周辺商業地域との連携を図り、店舗事業者と協議していくと言われました。

質問の1点目、この公園利用の駐車場確保について協議はどこまで進んでいるのでしょうか、お伺いします。

ちょっと位置関係も含めて、パワーポイントで若干説明していきたいと思います。

(パワーポイントを使用) イオンの南側がみんなの公園の建設予定地であるということは、町民の方、ほとんど知っておられます。周知されております。

この中で公園をつくるとしたときに、イオンの駐車場を利用して、公園の駐車場として兼用していきたいということを言われておりました。

みんなの公園の敷地がこういう形ですね。イオンの駐車場、従業者駐車場があります。写真を撮りに行ったときはいっぱいしておりました。だから、この辺がどうなるのかなということちょっと質問をしたところでもあります。

質問の1点目について答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

井上議員の御質問にお答えいたします。

よかったら、さっきの1枚目の画像を出しておいていただければというふうに思います。

1月に住民説明会、また、ママタウンカフェ、それと事業者向けの説明会ということで開催をしました中で、町内の事業者、商業施設の店長様から、ぜひそうした町の事業には協力をしたいということで、駐車場の利用を前提にお話をいただいたところでもあります。

その後、店長はかわられましたけれども、きちんと引き継ぎもしていただいておりますし、イオン九州の事業部長様にもお会いをしております。

今のところ、ちょっとまだ途中経過なんですけれども、イオンの北側の、要はお客様の駐車場ですね、当然そこに車をとめて、買い物ついでに公園に行くという方はおられると思います。そいけんといって、買い物をして、生ものを買って車に入れて、そして、そのまま公園に遊びに行くということにはならないわけですから、多分行動パターンとして多いのは、例えば、保育所に迎えに行つて、幼稚園に迎えに行つて、子供をつれてイオンに着いて、イオンの駐車場に車をとめて、そして、子供と一緒に公園に行つて、公園で一緒に遊んだ帰りにイオンに買い物に行くというようなパターンが想定をされるわけですね。

そうすると、イオンの駐車場に車をとめて公園に行かれたところだけを見ると、まだ買い物には行つておられないわけですよ。買い物袋も提げておられないわけですよ。ですから、そういったケースもありますよねということは御理解をいただいていますし、もちろんそうした相乗効果ということをお理解いただいておりますので、そうした使い方というのはできるというふうに思っております。

ただ、隣のイオンの駐車場というのは、これは従業員の駐車場なんですよ。そして、個人の方から借地をして、イオンで借地料を払って従業員の方の駐車場としてもお使いになっておられます。

そういうようなこともあつて、なかなか隣の駐車場のこの部分を町がただで貸していただくというところまでは、民間企業としてはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

それと、今回の答弁で少しこれまでの方針を転換させていただきたいというふうに思っているんですが、実はイオン九州さんのみならず、周辺の商業施設の方たちとは、例えば、みんなの公園サポーターみたいな形で、やはり同じ近隣に所在をする者として、駐車場の利用だけではなくて、いろんなパートナーシップと言つていいんですか、そうしたものを結びたいなというふうに思っています。

既にいろんなところに協議をさせていただいているんですが、その中で、自分のところに全く駐車場を持たずに商業施設にだけお願いをするというのは、何というんですかね、これは厚かましいなということをおいざ協議をし始めて感じました。

ですから、ここは少し従来とは考え方を変えて、必要最小限の駐車場所は公園内に整備した上で、例えば、いろんなイベントとか、お休みのときにはそこでは足りないと思いますから、それについては周辺の商業施設にも御協力をいただくという形に変えさせていただき

たいというふうに思っております。

もちろん、商業施設の皆さんからも御協力はいただきますが、やはりその前提として、公園の中にもなければ、我がところは持たじおってというのがやはり感情なんだろうというふうに思うんですよね。これは実際協議を進めていって私も感じたことでありますし、暗にそういうことを言うておられるんじゃないかなということも思ったものですから、ここはこれからの詳細設計の中で反映をさせていただきたいというふうに思いますが、たまたま隣のイオンの従業員駐車場との間には幅員が5メートルの水路があります。ですので、ここの水路もうまく活用させていただければ、言ってみれば公園の敷地も5メートルぐらい広がるわけがありますし、例えば、今の従業員駐車場は1列で25台ぐらいとめられるんですよ。ですから、その1列分ぐらいは公園の中に駐車場のスペースとして確保しないと、なかなか企業様にお願ひできないなというふうに思っておりますので、そこは詳細設計の中でぜひそうした考え方で設計をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

協議は、本格的な協議といいますか、その方向づけはまだ決まっていないというか、今後の協議ということですね。（「協議は始めています」と呼ぶ者あり）協議を始めて、早く結論を出していただいて、方針を決めていただき、町民の皆さんに早目に周知できるようにしていただきたいと思います。

時間の関係上、次に行きます。

2点目、3点目を一緒に行きます。

基本計画によると、この公園施設は建物屋内ではイベントができるオープン施設やカフェ、また、屋外にはウッドデッキと連続したテラス、中央には芝生公園が計画されております。

質問の2点目、この公園の運営、維持管理については管理運営会社を募集するとされておりますが、これについては指定管理制度のようになるのか、あるいはほかの方法をとられるのか、どのような管理体制をとられるのか、お伺いします。

また、この公園の事業費ですが、中期財政計画によりますと、全体事業費が5億3,600万円と提示されました。概算とはいえ、この規模の公園にしてはかなりの事業だと言えます。

この5億3,600万円、用地費が1億円かかっておりますので、4億円近くの工事費ということになるかと思えます。かなりの額だなと思えます。

質問の3点目、財源については過疎債を充当したいと言われましたが、その申請状況はどのようになっておりますか。

また、年間の維持管理費については、芝の管理も含め、運営状況によってはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

ちょっとパワーポイントで説明していきたいと思えます。

(パワーポイントを使用) みんなの公園の基本計画のイメージ図がこういうふうに提示されました。中央は芝生で、ここにカフェとかなんか、イベントができるようなことも計画されていると言っていました。

先ほど町長が言われました薄い色の部分はウッドデッキとなっております。この辺もこのとおりいくのか、駐車場の関係でこの辺も変わってくるかと思えます。こういうふうな形で計画をされております。

この芝の管理も大変だと思えます。あと4億円もかける事業の中に、テラスハウスといいますが、そういうのを計画されておりますけど、そんなに金がかかるのかなというふうな気もいたします。

今、ボランティア関係でベスト電器の前、花壇がありました。前は花を植えてあったんですけど、今はとってあります。これも女性ネットワークの方が花壇に植え込みをされて、非常に町のイメージアップになっておるんですけど、こういったボランティア団体もみんなの公園に参加をしたいというようなことも聞いております。

東京の南池袋公園のイメージとしては、説明会でもありましたけど、こういった感じですよというのを言われました。周りがビル、本当に都会の真ん中ですね。車で来る人はいないかと思えます。

このテラスハウスといいますが、こういう感じを予定されているのかなと思えます。ウッドデッキあたりを利用しながら、こういうふうになされているということでございます。

ということで、管理費も含め、かなりの工事費、かなりの維持管理費がかかると思えます。この辺についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えいたしますが、少し順番を変えて申し上げてよろしいでしょうか。

先ほどから御紹介いただいておりますとおり、事業費としては5億円程度を今のところ見込んでおりますが、かなうならば、午前中も話題になっておりましたけれども、町の財政負担が少ない過疎債を活用したいというふうに思っておりますが、なかなか過疎債も最近思うように活用ができないということなものですから、今回、6月補正予算で総額をまず出して、そして、総額を借りるつもりで過疎の申請をさせていただいているということではありますが、既に平成30年度の実施分については2億3,700万円を事業費としまして、過疎の申請を既にしております。そして、31年度については、3億3,700万円の過疎の申請をしたいというふうに思っておりますが、まずは全体を出した上で、今回過疎の1次要望ということで県のほうには申請をさせていただいておりますが、9月ごろに内示が来るということでありまして、また、その後にも場合によっては二次募集があるということですので、結論的に申し上げれば、最大限過疎債を活用できるようにしたいというふうに思っておるところが1点目です。

それと、2点目ですけれども、2点目は維持管理の話だったですかね。

それで、きょうも午前中公園の話がありましたけれども、例えば、鳴江河畔公園とか白木パノラマ公園というのは、まさに公園として条例をつくって、公園として整備をして、公園として今運営をしております。

本来ならというか、通常なら、セオリーとしては今回のみんなの公園も公園として整備をし、いわゆる公園と位置づけて、そして、芝生については業者に管理委託、そして、建物については指定管理というところがセオリーなんだろうというふうに思うんですけれども、長期的な運営ということを考えた場合には、必ずしもそういうパターンでなくてもいいんじゃないかということを思っています。

一つには、例えば、公園の芝生の管理みたいなものは、先ほど女性ネットワークを御紹介いただきまして、女性ネットワークでしていただけたとは思いませんけれども、例えば、町内にもシルバー人材センターがあったりとか、そうした単純に業者委託ということではなくてできないかということを思っております。

また、施設についても、これを公の施設ということにしてしまいますと指定管理というこ

とになるわけですが、指定管理にしてしまうと、指定管理料をうちが払わんばいかんとですよ。

ですから、それだけではなくて、もともと整備予定なのがカフェとか物産販売所なものですから、例えば、借地なりとして契約をして、そこで民間事業者の方に事業をしてもらうということであれば、その賃料をどうするかは別として、うちがわざわざ指定管理料という形で払う必要はないのではないかなというふうに思っておりますので、今回の維持管理については指定管理をするのかというお問い合わせについては、必ずしも指定管理だけを前提としておらず、長期的な視点に立ってコストの削減、またはせっかくの公園の利活用という民間のいろんな発想の活用というような観点も含めて、これから詳細設計をしていきますので、並行してそうした運営の事業者もしくは運営の方法についても、幾つかのパターンを出して、また、議員例会等でも御説明をさせていただいて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

時間が来ましたので終わりたいと思いますが、この質問をしたのは、みんなの公園は大変注目されていると思うんですよ。注目されている中で維持管理費がかかって、かなりあとの管理が大変だということにならないように、また、先ほど出ました町には鳴江河畔公園、パノラマ公園等もあります。

質問の4点目に挙げておりましたが、割愛しますが、その辺もひっくるめて町の公園のあり方、みんなの公園ばかりじゃないですよということで、全体的な公園のあり方、運営の仕方も十分検討されてやっていただきたいと思います。

みんなの公園が楽しい公園になることを願っており、これで質問を終わります。

○西原好文議長

4番井上君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。お疲れさまでした。

午後4時38分 散会